

平成23年第3回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成23年9月5日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	坂本隆雄君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	鈴木弘一君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君
監査委員	五十嵐弘君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成23年9月5日(月曜日)

午前10時開議

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1  | 議案第46号 | 平成23年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について   |
| 日程第2  | 議案第47号 | 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分について |
| 日程第3  | 議案第48号 | 利根町税条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第4  | 議案第49号 | 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例              |
| 日程第5  | 議案第50号 | 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第6  | 議案第51号 | 利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例           |
| 日程第7  | 議案第52号 | 平成23年度利根町一般会計補正予算(第5号)            |
| 日程第8  | 議案第53号 | 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)      |
| 日程第9  | 議案第54号 | 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)     |
| 日程第10 | 議案第55号 | 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第1号)       |
| 日程第11 | 議案第56号 | 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算(第1号)        |
| 日程第12 | 議案第57号 | 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第13 | 議案第58号 | 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)     |
| 日程第14 | 議案第59号 | 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)          |
| 日程第15 | 議案第61号 | 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件           |
| 日程第16 | 議案第62号 | 平成22年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件     |
| 日程第17 | 議案第63号 | 平成22年度利根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件       |
| 日程第18 | 議案第64号 | 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件    |
| 日程第19 | 議案第65号 | 平成22年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件      |
| 日程第20 | 議案第66号 | 平成22年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件       |

- 日程第21 議案第67号 平成22年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 議案第68号 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第23 議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号
- 日程第2 議案第47号
- 日程第3 議案第48号
- 日程第4 議案第49号
- 日程第5 議案第50号
- 日程第6 議案第51号
- 日程第7 議案第52号
- 日程第8 議案第53号
- 日程第9 議案第54号
- 日程第10 議案第55号
- 日程第11 議案第56号
- 日程第12 議案第57号
- 日程第13 議案第58号
- 日程第14 議案第59号
- 日程第15 議案第61号
- 日程第16 議案第62号
- 日程第17 議案第63号
- 日程第18 議案第64号
- 日程第19 議案第65号
- 日程第20 議案第66号
- 日程第21 議案第67号
- 日程第22 議案第68号
- 日程第23 議案第69号

---

午前10時00分開議

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、議案第46号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番(高橋一男君) それでは、3点ほどお尋ねいたします。

まず、専決処分の一般会計第4号の6ページの中の款4衛生費の中の食品放射能測定システム493万5,000円、この機械は多分簡易型測定器ではないかと思われませんが、本来であれば、これは簡易型ではないゲルマニウム半導体検出器というのが本来使っているものかと。そうしますと、その検査には1時間ほど時間もかかるということで、これは簡易型で10分ぐらいですべての検査がわかるというのがこの機械ではないかと思われませんが、この機械の果たして性能ですね、その誤差、検出した結果の数字の誤差、この辺はゲルマニウム半導体機器との違いがあるのかどうか、その辺1点お聞きいたします。

それからもう1点はほかの市町村、例えば河内町、あるいは新聞でも報道されましたように、坂東市当たりでも1カ月も前に購入しておりますが、値段も約500万円くらいということで多分こういう機械だと思いますが、利根町としてはこの機器購入に際しまして、東京電力の方に損害賠償の請求をする予定があるのか、その考えをひとつ伺います。

それからもう1点、これは今回の46号の専決処分ですが、この専決処分に関しましてどの程度緊急性があったのか。どうも主観的な判断で出したのかなという面も私は感ずるところもあるので、本来であれば客観性に、あるいは妥当性に欠けているような気がしてならないのですが、専決処分のこの緊急性についてお尋ねいたします。

この3点です。以上です。よろしくお願いいたします。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長(遠山 務君) それでは、お答えをいたします。

ゲルマニウム式の検査器ということでございますが、金額にして一千七、八百万円するということ。それと、その検出器については非常に結果が出るのが遅いということ。それと重さが1トン先ありますので、一定の場所に置くしかないという難点もございます。

それに対して、この検出器は大体10分から20分で放射性物質が検出できるということ、それと、台車に載っていて、重さも本体すべて含めて168キログラムだと思ったのですが、移動ができるということと、値段の点でも500万円幾らということ。それで坂東市、多分河内町、龍ヶ崎市、茨城県では今のところ四つの市町村だと思うのですが、

大体同じ機械を購入していると聞いております。

もう一つ、専決処分についてでございますが、これは議会を招集して間に合わないということで専決処分にしたということでございますし、この機械については、発注して、受注してからの生産になるため、大体3カ月ぐらい納品までかかるということで、それでは一日も早い発注が必要だということで専決処分した次第でございます。

あと1点は何でしたっけ。

7番（高橋一男君） 東京電力。

町長（遠山 務君） 東京電力には当然請求する予定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 東京電力へは請求するというのを、今伺いましたけれども、これは当然購入する機器の話であって、それ以外に例えば利根町の中でも恐らく、利根町の場合はちょっとわかりませんが、0.3マイクロシーベルト以上になると校庭の除染をしているという市町村もたくさんあります。それで、利根町の中でも除染したところもあるのかなと、私はちょっとわかりませんが、もしあるとしたら、その除染された経費ですね、その分も当然東京電力に請求する範囲内と、私はそう思いますが、その辺も含めてこの機器以外に東京電力の方へ請求する部分を、すべてわかっている範囲内で、種類、請求する部分ですね、何と何を請求するのか、その辺を含めてもう一度お願いいたします。

まず、とりあえずそれだけ一つお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

8月の30日だと思うのですけれども、東京電力と国の方の賠償方針が出ました。ただ、それについては地方公共団体についてはその他になっていまして、細かい指針がまだ示されていない。今聞いている情報によりますと、地方公共団体の補償分については、9月中ないし10月の初めごろには指針が出るであろうということでございますので、その指針が出た後に、該当するものについてはすべて請求する予定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 指針が出た暁にはすべてのものを請求するというのでいいんですよね。わかりました。

それで、ほかの市町村では既に、取手市、守谷市あたりが数億円の東電への請求を考えているということも聞いておりますので、利根町も当然請求するということですので、その辺もしっかりと今後必要なものは請求してやっていただきたいなど。

それで、これは利根町に関してですが、ほかの取手市、守谷市あたりでは0.3マイクロシーベルト以上のものは除染作業をすべて行っていると、利根町の場合もそういうことを今現在やっているという話も聞いているのですが、その分も含めて請求するというのでしようけれども、現在まで何カ所ぐらい除染作業をやっているか、それだけ聞いて私の質

疑を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

私の方に報告が上がっているところによりますと、学校の校庭の一部、排水が詰まっているということで、その部分について、布川小学校ですか、もとの太子堂小学校の南の、運動場から行くと北になるのですけれども、校舎の南ですね、その下にあります排水路が流れないということで、そこを流れるようにしたということで、そのほかについては今のところございません。

議長（五十嵐辰雄君） 続いて、8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） それではちょっとお聞きをしたいと思います。

まず、けちをつけるような話で申しわけないのですけれども、この議案第46号の一般会計補正、それから、次の水道関係の47号の水道事業会計補正予算ですけれども、この両方に食品放射能測定システムの一部ずつが計上されている。町で買うのだからということで、何となくぼうっと考えた場合にはそれでいいようなのですけれども、まして会計が違う財産に属するものはどこが一体管理するのか。水道が統合した場合には、その持ち分というのはどうなるのか、その辺お聞きしたい。

それから、もう一つは、緊急性があって、庁内で協議して買うということで決定したのでしょうかけれども、一般会計は8月3日付で専決されているし、47号の水道の方は8月2日付で専決されているのですね。この辺の違いというのはどうなのですか。

何か、本当に会議をやって必要性があって購入するには、ちょっと連絡がとれていないのかなという感じがいたします。

それともう一つは、この機械は既に契約はしてしまったのでしょうか、それともまだ申し込みというか、それがされていないのかどうなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、この機器、今回買って即座にデータが出るということで大変期待されるわけですが、既にこれまで設置されている機器等があれば、それはどこに設置されていて、だれが監視して、そのデータはどのように住民に知らせているのか、その辺も含めてお聞きをしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

水道課の専決が2日、一般会計の方が3日ということですが、最初、水道課関係が集まりまして協議して、最初は水道課が一番水の検査等で使うということで、水道課の財産にしようかということで、3日の日にまた集まりまして、水道課の財産より一般会計の財産にして、水道課の方から負担金として200万円をいただくと、その方がベター

ではないかということで、それで、使う課も一般会計の方が使う課も多いわけですので、最終的には一般会計の方で計上して、水道課の方の一般会計への負担金ということで決定したわけですので。

それと、この機械の納入についての契約は終了をしております。

あと何でしたっけ。

あと、もし答弁漏れがあるようでしたら、関係課長から答弁をさせます。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） ご質問の中の測定機器はどこで管理するのかということでございましたが、町の方で管理をするということでございます。

水道課の予算の方と町の予算の方の関連性ということもあったと思うのですが、先ほど高橋議員からもご質問があったとおり、この機器につきましては、放射線の損害の関連で因果関係があるということでございますので、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、損害賠償をこれからしていくということでございます。損害賠償につきましては、因果関係があるものについてはできるということになってございますので、その損害賠償の結果を踏まえながら、町の方でもそれに充てられるような歳入があれば、損害賠償の歳入によって歳入を組んでいきたいと思っておりますので、その様子を今後見守っていきたいということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） 水道課の方で負担する経過につきましては、十分最初にいろいろお話があった時点で検討の方をさせていただきました。それで、今、水道課で単独で検査の方を行っているわけですが、先日もご説明しましたとおり、時間が非常にかかってしまう、いざというときに速急な対応ができないと、これは3月24日の一番多く検出されたときもそうでしたが、あれも朝10時までにひたちなか市まで届けて、それで結果が出たのは夕方になってしまったと、これで一番早い状況なのです。それで、その後、今たくさん検体が申し込まれておりまして、それ以上にまた時間を要してしまうという状況でございます。

そういった状況の中で、5月分までの検査費用については、利根町の場合は町単独で検査を行っておりますから、5月31日までで29回分、91万何千円になるのですが、これは既に5月31日付で東京電力の方へ請求をしております。

それで、先月末に、先週ですか、東京電力の方へ、その後どうなっていますかということでお伺いしましたところ、受け付けたという文書はもらっているのですが、その後の経過についてお伺いしましたところ、今、国の厚生労働省で定めている審議会の方でその補償については審議されていると、それで、水道水についてはもともと水質基準の中のないもので、原発の事故がなければ検査の項目にも入っていないわけですので、その点については賠償するような方向で今話が進んでいると。それで、今月中にその賠償

については、9月中に決定される予定ですということを受けております。

そういったこともございまして、一番うちの方で懸念しているのは、来年統合後、これがいつまで続くかわからないのですけれども、現在、町単独でやっている。それで県南水道企業団は県のモニタリング地域になっています。モニタリング地点ですか。それで、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、これは牛久市と取手市については過去に放射性ヨウ素が乳児の暫定規制値の100ベクレルを超えておりますので、120何ベクレルか出ておりますので、その過去に規制値をオーバーした地点ということで、県のモニタリング地点に指定されているそうです。

また、龍ヶ崎市においては、同じ利根川水系ではございますが、そこから取水し、またそのほかに霞ヶ浦の水を混ぜて使っておりますので、その点で参考のためにということでモニタリング地点に龍ヶ崎市はなっていると。

それから、別の事業体ではございますが、守谷市は利根川水系ということで県のモニタリング地点に入れてもらっているということで、来年4月の統合以降に、じゃあ利根町も入れてくれるのかということをお伺いしましたら、利根町は過去に井戸水を使っているせいで半減されてしまいましたので、過去に暫定規制値も超えていないし、また、今の状況下では、半年後ですけれども、今の状況下ではちょっと新たにモニタリング地点として入れることはできない。今度は取手市と牛久市と同じ水を使うので、その水を参考にさせていただきたいということで、水道事業そのものがなくなってしまうので、4月以降は測定できないようなことが懸念されます。ですから、そのときにも、簡易ではございますが、この測定器があれば、4月以降も続けて町単独で測定していけるのではないかなというような判断をしまして、今回負担金として納めることになりました。

また、先ほどご質問にありました資産的にどうなんだということでございますが、3条予算の負担金ということでございますので、資産の中には含まれませんので、その点は心配ないかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長 蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） この食品放射能測定システム、どこで管理をするのかということでございますが、一応予算的には環境対策課の方でつけさせていただきまして、それでこの測定をする課というのが10課ぐらいあるだろうということで、今現在食品ということですから、主に食べ物ということで、水もありますけれども、土もあります。そうということで環境対策課の方で予算をつけましたけれども、一番使う利用の多い課はどこかということで、今いろいろ資料を集めております。

それで、これからそのシステムが来るのが10月半ばということでございますので、その間、9月中にはどこの課がよりかぎを持っていた方がいいかということで、そちらの方を検討しているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。



8番（井原正光君） ありがとうございます。

1点だけ抜けているですけれども、これまで町に設置といいますか、設置されているデータを集めておられると思うのですけれども、それは改めてどこに設置されて、どなたがその数値を把握しているかということでお尋ねしたのですけれども、それがなかった。これは1回目の質問ですから、なるだけゆっくりお話ししますので、ひとつ演壇に上がってから何だっけじゃなくて、ちょっと答えていただきたいなと思います。

それから、きのうの説明で、水、土壌については専門の方をお願いするという説明がされたかと思うのですけれども、この機械による測定ではなくて、専門の業者、業者が何と言っていいかわかりませんが、そういう業者にサンプルを持って行って、そこでデータを出してもらうということなのではないでしょうか。その辺はまだ理解できないので、お尋ねしたいと思います。

そうしますと、水、土壌は専門の人にと聞きましたけれども、専門の方というか、専門の会社と理解してお話ししますが、そうしますと、それ以外の農作物、今、環境対策課長の方から、どの課で一番使うのかという話も出ましたけれども、農作物が主体になるのかなとちょっと感じがいたしましたけれども、その辺はどうなのでしょう。

それから、その前の質問についても、どなたかわかりませんが、お答えをいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 井原議員のご質問にお答えします。

最初の質問ですが、今までの測定した数値と、あとどこで報告しているのかということですが、今、毎週水曜日に試料を各学校、幼稚園、保育園、公園など空間地を測量しまして、それを毎週木曜日にはホームページ、または月の初めには回覧等で、利根町の放射線量を公表しております。

また、今回の食品の測定器に関しましても、できるだけ回数というか、週1回やるか、その測定する品目にもよりますが、それをできるだけ詳細にホームページなり回覧等で報告をしてみたいと思っております。

あと、2番目の今回の測定器でサンプルですね、これをどのように測定するのかということだと思うのですけれども、この機械は役場の方に設置しておきますので、各課、はかりたい課が、今、車など共有財産は、コンピューターで使いたいときはそれを予約できますので、そういうシステムを導入して、それで使いたい課の職員がそのサンプルを持って、そこで1時間ぐらいの間隔になると思いますが、そこで職員がその機械を使ってはかると。そうするとそこにパソコンが置いてありますので、連動しまして、そこでデータがすぐ出るという機械でございます。

ですから、サンプルをとって、また外注するというのではなくて、その機械で全部ベクレルという値が計算されるということでございます。

あと、3点目の、このシステムが一番使われるのが農産物だろうということでございますが、その点に関しても、農産物というそちらの担当課ということで、その担当課の方で一番管理するのがいいと思いますけれども、その辺はこれから使う関係課と協議をして、そのシステムを管理する課を決めていきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

農産物ということで、この機械を購入した場合、まず出荷する農家が出荷するものですが、出荷する野菜が一番それに該当するというので、そちらの出荷するものについての検査を対象としていこうというような今計画でございます。

また、各地区のサンプリングをしまして、野菜がどのような値をしているかということでも、そのような検査も町として行った方がいいのではないかと。またその段取りとか自身のやり方につきましては、現在のところ検討中でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 機械を買うのですから、管理面ばかりお話されても困るのですよ。その利用をどうするかということないです。利用を。

ですから、今話を聞いていると、役場の職員の方がそれを利用すると言うのですけれども、利用するに当たっての、その測定するもの、これはだれが運んでくるか、町民でしょう。町民が持ってきて、あなたたちがそのサンプルをその機械にかけてデータをはかってくれるのでしょうか。どうするんですか、これ。でないとなんにもならないじゃないですか。

あなた方だって、これ固定式と言いましたよ。持って歩くわけにはいかない。それで、簡単に数字が出る。であれば、住民の不安解消を取り除くには、住民の方が、町民の方がこれこれについてちょっと測定してくれないかといった場合に、すぐこの機械にかけて測定できて、その数値を示して安心度を高めるとというのが一番ではないですか。

管理はどこだっていいんです。町なのですから。ですから、この利用をスムーズにできるようにひとつお願いしたい。

それから、先ほどから聞いているのですけれども、水、土壌は専門の人にと、9月1日の日に説明があったのですよ。ですから聞いているのですよ。どういうシステム会社にこの水、土壌の検査を委託するのか、説明しましたよね、その辺が聞きたいのですよ。

専門の分野で検査するものと、この機械で住民の不安を解消する、二つの方法があると思うのです。ですから、この機械の利用、これは管理ではなくて利用をいかに高めるかということで、ひとつ住民の人がそういうサンプルなどを持ってきた場合には、即データをはかってやってほしいなと思っております。

それから、一般質問で聞こうかと思ったのですけれども、ちょっと聞いてしまいますけれども、よく私のところに農産物の検出せずという通知が来るのですよ。あるいは今回の

米の件についても、利根町は検査を行った、不検出だという通知が来ていますけれども、あの通知というのは、発送元はわかっていますけれども、だれを対象に発送しているのですか。農業の生産者ですか、消費者を対象にして発送しているのですか、それがわからないのですよ。

不安を解消するためであれば、やはり全町民に。特に議会だから、農業委員会だからと役職に文書をもって発送することはないので、ある町村においてはちゃんと放送で、町内放送で検出しませんでしたよと、こういうふうには放送しているのですね。でもうちの方はやっていない。その辺の行政の住民に対するサービスというか、本当に不安であれば、即知らせるといことが私は必要だと思うのです。

食べ物については、一番不安がっているのは消費者なのですね。ですから、この消費者にいかにか知らせるといのは文書ではなかなかできないから、有線放送等に頼った方がいいのではないかと思うのです。

意地悪いようだけれども、もう1点聞きますけれども、別料金で出している発送料、あれ幾らかかっているのですか。それだけ聞いて終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 野菜等の通知ですか、そちらの方お知らせしているということですが、県の方から文書が来まして、県の方で県内のモニタリングをしまして、1週間に一遍ぐらやっているのですけれども、そのデータが来ております。

それにつきましては、県の方でも文書などあるのですが、農家の方、主に野菜関係ですが、最初はハウレンソウとかが最初あのような形になりましたので、その辺で農家の方の中でも野菜の生産者に対してお送りしておりました。

その後にもまたイチゴとかもございましたので、イチゴ農家とかに広げたり、その辺はよく考えまして、その辺の範囲ですが、逐次お伝えするようにしてきました。

また、米に関してですが、米につきましては、この間、先週ですか、玄米について4地区の検査を行いまして、こちら、主食用米は大丈夫だということになりましたので、そちらにつきましては個人に通知を差し上げるとともに、金曜日の4時ごろだったかと思いますが、防災無線の方で主食用米は安全ですよということを流させていただきました。

また、その情報につきましては、前もって集荷業者のJA竜ヶ崎の方にも、あと利根の支店両方、それから、集荷業者のたかくまの方にも事前にお知らせしまして、スムーズに今後収穫した後、集荷等できるように配慮はさせていただいたということで、そのようなことでございます。

それから、先ほどの料金というのは、郵送の料金でしょうか。別料金でというのは郵送の、ちょっと手元がないのですけれども、80……。

8番（井原正光君） 町長が財政は危機的状況なんだと、9月1日の冒頭に当たり、そういう状況をどこまでも支出が抑えられるようにするのに。

経済課長（菅田哲夫君） 経済課で判断させていただきまして、確かにそのように財政の方が、現在そのような状況で変わっておりませんので、それも考えましたが、利根町の産業の中心であるのは米の生産ということもございます。

また、相当生産者の方も心配しておりまして、どんなふうに作業が進められるんだということも随分電話でも入りましたし、そのようなこともありましたので、即すぐに皆さんに伝えて作業に移れるようにと、また不安も解消するという意味もありましたので、郵送料はかかりましたが、郵送させていただくという判断をしまして郵送してございます。

そのような形で早目の周知ということで、農家の方々にも今後動いていただけると、今後の作業がしていただけるというように対策をとった次第でございます。

ちょっと金額につきましては手元にはないものですから、郵送料掛ける何人とやればわかるのですけれども、その点は後でまたお伝えしたいと思います。よろしく願います。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、土壌についてのお答えですが、企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 井原議員のご質問で、私が9月1日の予算の説明の中で、水、土壌について専門の検査機関に委託して結果をお知らせしているということをご説明申し上げましたが、これはこの放射線測定システムを導入するに当たりまして、今まで土壌検査、たしか6月ごろに1回やったと思うのですけれども、1カ所4万円で5カ所やりまして20万円かかりました。

水の方につきましては、先ほど水道課長の方から説明があったとおりでございます、1回当たり数万円のお金がかかると。それを繰り返していくよりも、この食品放射線測定システムは水も土壌もはかれますので、6月にはかった土壌につきましては、農地ではなくて町の施設を5カ所ピックアップしまして、東文間地区とか均等に行くような形ではかっております。

今後、機械を導入すれば、土壌の検査もその都度ポイントを決めてできるということで、メリットがあるということでご説明申し上げた次第でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 私が質問したいのは1点です。

6月の臨時議会のときに、私は放射線の汚染のおそれのあるものの検査を町が県の方に依頼するという話を聞きまして、そこで質問いたしました。水と野菜類、これを検体サンプルをとって、県の方へ送るという作業をしていますという話を聞きました。

そこで質問をしたのですね。そのサンプルをとるためにかかった経費、それから、運ぶ手間ですね、そういうものをすべて含めて、これは東京電力の方へ請求するんですかという話を聞きました。答えは、しますということでした。

それは、町のホームページなどを見ていると、公園だとか学校だとか幼稚園だとか、そ

ういうものは定期的にホームページにきちっとデータが出ているのでありがたいなと思って、ご苦労さまと思って、大変それを読んで安心されている方が多いと思うのですが、野菜についてはほとんど出ていないのですね。

6月に僕が質問した時点で、その結果、はかってもらった結果はどうだったのか。それから、全部の費用ですね、人が動いた、物も動いた、この費用が総額幾らで、これについて東京電力からはどのような返事があったのか。要するに払ってくれるのか、くれないのか、その辺についてお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 放射線の損害に関する損害賠償のご質問と思いますが、損害賠償につきましては、東京電力の方で8月30日に町の方にいらっしゃったということを知っております。幾つかのメニューがありまして、農林水産物等の出荷制限等の指示があった場合、それから、その他政府の指示に基づいたものに係る損害があった場合、それから、風評被害、それと間接被害、それにその他ということで、地方公共団体の損害についての基準と言いますか、方針が固まりまして、そのままとまったものが公表されております。

地方公共団体につきましては、先ほど町長からもお話がありまして、今後、継続的に検討を行った上で改めてご案内しますということでございます。

放射線被害の原子力損害賠償紛争審査会というのが国の方にありまして、そちらの方でつくりました中間指針という中には、指針の中に載ってなくても、中間指針に示されない損害項目であっても、原子力事故と因果関係がある損害については、誠意を持って協議させていただきますという一文がありまして、それで先ほど来から申し上げておりますとおり、放射性システムの購入費やら放射線測定機器、過去に2台購入してございます。それらのものとか、もし除染等の費用が発生した場合には除染の費用などを、これから損害賠償の手続きをしていくということになるかと思っております。

そんなことございまして、農家個人個人の損害というのは団体の方で一括してやる場合もあるでしょうし、個人の方が直接東京電力の方と個別に対応する場合もいろいろあると思っております。通常ですと、農協とかそういう団体の方に委員会のようなものがあって、そこで取りまとめをしてやっていると聞いておりますが、東京電力の方の話ですと、損害賠償については個別対応ということで、団体と個人と、それも個別対応という形で読んでいらっしゃるのかなと思っております。

今月の金曜日に地方公共団体を対象に説明会があると聞いております。

そのようなことで、一般の被害が優先してありまして、地方公共団体についてはその後という形になっておりますけれども、そのような形で徐々に損害賠償の方の進んでくるのかなと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） それでは、水道水について検査の方のかかった費用ということですが、水道水につきましては、3月24日、第1回の測定につきましては茨城県環境放射線監視センター、こちらひたちなか市にあるのですが、県の測定機関でございまして、そちらの方で1回だけ測定させてもらっております。これは無料でございます。

ただ、搬送は私が検体を採水して、それで10時に届けております。

その後、県の方では1回しか検査してくれないということですので、当日24日、いろいろな検査機関に当たったのですが、県の衛生部の保健衛生課で紹介してくれました化研水戸研究所、こちらに直接電話しまして、どれくらい期間がかかるのかということでお伺いしましたら、検査はしますけれども、最低5日、それから、1週間はかかってしまうということで、それではちょっと時間がかかり過ぎだということで、近隣の事業所に電話をさせてもらいまして、守谷市が茨城県薬剤師会を通して、それでこの化研の方に申し込むと2日から3日で検査結果が出ますよということでしたので、それではそれで一緒にお願いできないかと。

当初は守谷市も独自で検査しておりまして、まだ県のもニタリング地点に入っておりませんでしたので、独自に検査しておりましたので、それでは利根町も守谷市まで持っていくのをお願いできないかということで、3月中ぐらいは一緒に検査の方を行った記憶がございます。

それで、3月26、27日、ちょうどいろいろな問い合わせが多くて、それと放射性ヨウ素の方も検出されておりましたので、規制値よりも4分の1、5分の1でしたけれども、まだ検出されているような状況でしたので、3月の26日土曜日と27日の日曜日は管理職で、私と野田補佐とでやっておりますので、特に人件費的には、我々は残業手当等はかかっておりません。それで、25日以降、化研の方を薬剤師会を通して頼んでおりまして、検査料金が1検体当たり税込みで3万1,500円なのですが、そのうちに5,000円が搬送料として含まれております。ですから、実際のところは2万5,000円のところ守谷市から水戸までの搬送料ということで5,000円が含まれていると、その5,000円を含めて今現在請求してあるのは5月31日までの29回なのですが、それ以降につきましては、9月に今月、支払いの方、賠償の方が決定され次第、それ以降、東京電力の方にはまた追って請求させていただくお話の方はしてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

野菜の方のサンプルをとったときの経費というか、そちらを請求しているのかどうかということでございます。

利根町の場合、県の方でやったのはイチゴとブルーベリーでございます。こちらにつきまして、いずれも県の方からお話がございまして、県の方からサンプルをとり来まして、

持っていくという方法で検体を持っていきまして、検査の結果が来るということでございます。

また、米につきましても、役所の方まで検体をとりに来るようになっていまして、私たちが農家に行って持ってくる手間はございましたが、その他の経費についてはかかっておりませんので、そのような形で行っておるということで、私たちの動いている手間については経費がかかっているといえればそうなのですが、一応公務の中で済ませているということでございます。

それから、先ほど井原議員がご質問されました郵送料でございますが、こちらにつきましては金額が7万70円でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 経済課長にもう一度お伺いしたいのですけれども、3月15日前後だったですか、茨城県、それから、福島県、あのあたりの農産物、ハウレンソウ、放射性物質が検出されて出荷停止になりましたね。茨城県も出荷停止対象になっていたのですよ。ですから、野菜に対する出荷停止の分と風評被害、これが米にも及ぶのですね。野菜全般ですから食べ物ですから、農産物という形で、そういう風評被害についても茨城県は被害を受けているのですよ。利根町も当然野菜農家の人たちは影響が全くゼロということではないので、その辺についてはどういう形で損害賠償を請求するおつもりがあるのかなのか、するとすれば幾らか。

それから、トータルで一銭も請求しないという今のお話でしょう。自分たちが動いた分はお金を請求していないと。ただ、今、利根町に4台でしたか、新しく購入する以前の簡易放射能検出器が4台あるのですか。僕が聞いている範囲では4台だと思ったけれども、この購入の費用も東電には当然請求しないといけないと思うのですけれども、その辺も含めてお答えください。

要するに、幾ら請求するのか、風評被害はどのぐらい計算しているんですかということ。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） お答え申し上げます。

現在、風評被害とかいろいろと騒がれております。こちらにつきましては、例えば野菜ですとハウレンソウが停止になったとか、その後、カキナとかもう一つありましたけれども、そのような中で、国の方の命令で停止ということになったわけです。

こちらにつきましては、生産者がその損害を受けているということでございまして、その生産者の方が請求をしたいということで、生産者と東京電力との間のことであるのですが、茨城県でこの請求をする協議会をつくりまして、名前がちょっと思い出せないで申しわけないのですけれども、そういう請求をする協議会を茨城県でつくりました。市町村でもそれをつくってくださいということで、利根町でもつくってございます。

そんな中で、JAもその書類をつくっていますし、また、JA以外の部分については町

の方で受け付けをするということでやってございます。

それで上がってきているものが3件ほど、今ちょっと手元に資料がないのですが、3件ほど上がってきておりまして、その方々は請求をしております。詳しいことは、今わかりませんので申しわけございません。

そのような形で請求は逐次できるように体制をとっておりますし、生産者の方もその方法で請求されてくるのかなと、これからもあるのかなと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 僕の前の質問の中でもう一つ欠けていたのは、今答えがなかったのは、利根町で簡易放射線測定器をたしか4台買っているんですね。全体で4台あるはずなのです。そのお金は請求をするのですかと聞いているのです。その答えがないです。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 空気中の放射線測定器を既に購入している分につきましても、損害賠償の請求をする予定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論です。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 私は、この議案第46号は、去る6月の定例会の議案第45号の特例見舞金の補充の予算400万円が入っておりますので、前回からの私の立場から反対をいたします。

この6月には2,100万円特例見舞金の計上をして可決されております。しかし、その後、7月1日から8月31日まで、8月については土曜日曜はお休みでしたけれども、この2カ月間、受け付けをやっておりました。62日間になります。そのために職員の皆さんが多いときには12人、少なくとも3人、平均して、これ平均は簡単にできないのですが、大ざっぱなところで5人強の人が、この52日間毎日詰めていたのは、議員の皆さんもかいま見ておられると思います。

そういった費用、これを職員給料等から私が推定いたしますと、この受け付け、前準備と後整理を除いた受け付けだけにかかったお金が780万円、約800万円かかります。これは公務の中だという考え方、もちろんあるのですけれども、私から言わせると、もっとほかに使える仕事を犠牲にしてこれやっている。機会損失コストということが言えると思います。約800万円。それから、今度の46号議案で400万円の特例見舞金の追加があります。

先日、ご報告がありましたけれども、今回の特例見舞金の申請者は合計2,449人、つま



り2,449万円、大ざっぱにして2,450万円でございます。それに大ざっぱに言って800万円の人件費を掛けて3,200何万円のお金を、あるいは機会コストを失っているわけです。

私はこの特例見舞金の意義、有効性、甚だ疑問に思って前回も反対をいたしました。私は46号議案につきましては、この部分が入っております。したがって、これについて反対をするわけでありませぬ。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、賛成討論です。

次に、反対討論です。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第46号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議案第47号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、賛成討論。

反対討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第47号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第48号 利根町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 1点だけお聞きしたいと思います。

まず、この過料の件、今度3倍強ですか、引き上げられました。この事由、これは何なのでしょう。この背景といいますか、これをお尋ねしたいと思います。

それから、即申告しなかった場合、10万円以下の過料を科すと明解に書いてある。これはこれでいいのですけれども、その前に、申告しなかった者というのは把握できるわけなので、まだ提出されていませんよと、おくらせていますよと、そういう配慮というのは、これはあるのか、ないのか、その辺をお聞きしたい。

それから、もう一つ、たしかこの過料について町長の裁量権があったかと思うのですが、規則等で決められているのでしょうかけれども、その内容についてお聞きしたいと思います。

以上、3点お聞きします。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） それでは、井原議員の質問にお答えいたします。

過料の3倍から10倍ということで引き上げられた。これは、端的に言いますと、申告の強化といいますか、不申告をさせないという、強化の一言に尽きるかと思えます。

それと、配慮ということでございますけれども、不申告につきましては、住民税につきましては不申告に対する呼び出しと言いますか、町民税のされていない方には、申告時期の後にまた申告の期間をとっておりますので、それで申告をさせるということで対処しております。

あと、過料につきましては、町長の裁量でできるようになっておりますので、ということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 一番大切な最後の部分、町長の情状酌量、これ条例を向こうへ持って行かなかったのが言葉がはっきりしなかったのですけれども、この情状という大変広い意味があるのですね。これによって過料10万円が除かれるかどうか決まってしまう。ですから、この過料の額は、これは上位法でもってこういうふうにしるよと、申告を促す意味でこういうふう決められたのでしょうか、これはできませんけれども、今度は各市

町村でそれを情状酌量する範囲ですね、それが今度町長が決めるわけですから、それについてちょっと説明をしていただきたい。

今何かにもやもにやしちやって聞こえなかったのですけれども、もし規則等があれば、それを見せていただければ、なるほどこういう場合は町長の情状が受けられるんだということがわかりますので、ひとつお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） 規則等はちょっとございませんけれども、申告者の今までの申告の状況を見まして、悪質な者に対しては、悪質な者とそうでない者と、突発的に申告しないとか、そういうものに関しまして情状酌量をするということでございます。

悪質でなければ、こういうことにはならないとは思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） それではちょっと意味がわからないので、これ町長にお聞きしましょう。

この規則等をつくるか、つくらないか。これ相手は納税者ですから、簡単なものでもいいのですけれども、町長がこういう場合は10万円過料を免除するよというのは、私は当然つくるべきだと思うのですけれども、町長の考えを聞いて終わりにしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 基本的には、この過料に改めるということでございますので、基本的にはこの条例に沿ってやる。また、住民税等も、井原議員は住民課にも在籍していたときがあると思うのですが、どうしてもその生活状況を見て、払えない状況であるという場合は、今、住民税においても減免しておりますし、このことについても状況を見て判断していきたい、また、状況を見て規則をつくっていきたい、そのように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論です。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第48号 利根町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第49号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第50号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 二、三お聞きしたいと思います。

この50号の議案につきましても、先ほどの税条例と同じようなことが言えるかと思うのです。どのような要件のもとで譲与するか、あるいは減額をするかということ、やはり、もう少しわかりやすく示していただかないとわからないということがございます。

それで、今現在、これはここに書いてあるように、大体開発行為によって設置された集会所等が主なのですが、それについて要件を示さないと、今、ニュータウンの駐車場などは、既に団体として認められているかどうかはちょっと不明なのですが、収益まで上げているということもあるのですね。

ですから、この辺をもっと細かく私どもに説明していただかないと、一つは町の財産に

なり得るものでありますから、もう少し慎重を期したいということがあるかと思えます。

あと二つばかりお聞きしたいのですけれども、一つは、今現在こういった物件ですね、これが何件あるのか、そして譲渡をしようとしている物件が今、何件あるのか、それから、この物件について、税の対象として賦課している物件があるのか、ないのか、その辺。

もう1点、法によって認可を受けた団体が利根町に幾つ存在するのか、その辺までお聞きしたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

要件ということでございますけれども、今回の譲与するに該当する要件につきましては、開発団地の集会所またはそれにかかわる土地でございますして、開発業者が整備し、都市計画法第39条及び第40条の規定によりまして、町に管理または帰属されたものでございます。現在は町所有という形になってございます。

それで、無償でその建物と土地を自治会の方にお貸ししてご利用いただいているということでございます。

対象地区は7地区でございます。早尾台、羽根野台、白鷺の街、フレッシュタウン、ニュータウン、四季の丘、もえぎ野台でございます。

譲渡を予定している件数があるのかということでございますが、羽根野台地区の自治会館で使用している部分について、譲渡の予定がございます。

認可支援団体の数でございますが、現在認可を受けて登録しておるのが二つございます。これは上柳宿と羽根野台の二つでございます。

固定資産税の関連でございますが、公共のために直接占用する固定資産の規定によりまして、減免されてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） この議案第50号ですが、これは、昔から地縁による団体の法人化という問題がございます。私がニュータウンの自治会長をやっているときにも、この問題が出ようとしたのですが、さたやみになってはいますが、このたび羽根野台自治会が新しく集会所が建て直すということとの関連で、この議案が出てきたのではないかと推察しておりますが、当然のことながら、今、秋山課長からお話があったように、従来はこれらの団地の集会所あるいは他の用地等は無税で、ただし維持管理費用は自治会が持つ、あるいは町内会が持つということできていたわけでありませう。

今のご説明でわかりましたけれども、今後も税の賦課はないと考えてよろしいのでしょうかということが第1点。これは法律で決まっているということであれば、そのとおりになると思うのですが、確認の意味でお聞きしたい。

それから、第2点は、他の集会所ですね。今お話がありました団地はこれに対象となっていますが、他の町内会等の集会所、つまり開発行為でない地域のそういった公的な、住民にとっては共通のある種公の施設ですが、そういうものについてはどういう扱いになるのか。今までもこれは課税の対象であったのかどうか。これは私が知らないのでお聞きしますが、この2点をお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

集会所等の税の問題でございますけれども、固定資産税につきましては、利根町税条例第71条第1項第2号の規定でございます公益のために直接占用する固定資産の規定によりまして減免されるということでございます。

他の施設の取り扱いはどうなるのかということでございましたが、利根町には今ご説明申し上げましたとおり、開発によりましてできたものが、先ほど申し上げましたとおり七つございます。そのほか、町が建設した集会所もございます。これは、地元の方の所有の土地の上に建てたところが2カ所、その他が3カ所でございます。それと、もう1種類ございまして、町所有の土地に地区の方々が建設したものの、それが7カ所ございます。それの中に入っていないところもございます。これは、地区の方々が地区で持っている土地に自分たちで建てたもの、それがございます。

そのような取り扱いになっております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） そうすると、今の減免ということですが、今までは免除になっていましたね。減免だけになってしまうということは将来あるのですか。将来的にも免除という状態であるということなのでしょうか。

それから、一つ具体的に布川台の集会所はどういう扱いになっているのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） お答えいたします。

今の条例ですね、買わなければそのまま減免の対象になると思います。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 今、地縁団体になっていないところが大多数ですけども、そういうところは、先ほどの秋山課長のご説明のように、開発行為をした業者から町に一たん行って、そしてその施設を我々が全く無税で借りているわけですね。自治会の集会所など、それは免除ですね。

私が聞きたいのは、免除がかわって減になるのか、つまり、若干税金が賦課されることも起こり得るのかということをお聞きしたいわけです。

もしそういう将来、例えば地方財政、町財政が悪化して、今まで免除だったけど、ある程度賦課するんだという話になるんだったら、今までどおりの地縁団体にしない方が得なわけです。今までどおり、今まではそういう免除扱いをしていたから、要するに少しでも税金がかかる可能性が今後あるのかということをお聞きしたい。

それともう一つ、布川台のこと。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） 減免か減額の状態になるかということでございますけれども、それはその状況によりまして規則の条例等、そういう変化がございますれば減額という状態になるかと思えます。

あと、布川台の集会所ですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 布川台地区の集会所につきましては、布川台の方で持っている土地で自分たちで建築した分類に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次に、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第50号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11時33分休憩

---

午前 11時45分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第6、議案第51号 利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次に、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、議案第51号 利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第7、議案第52号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

8 番井原正光君。

〔8 番井原正光君登壇〕

8 番（井原正光君） まず、財政課長にお尋ねいたします。

8 ページの8の消防費の中の財源内訳、特定財源の中で361万2,000円について、これはどこからの数字なのか、それについて伺いたいと思います。

それから、もう1点は一番最後の24ページにあります工事請負費、今回の震災によっての復旧工事代でございますけれども、町持ち出しなくして、これで全部復旧したと、あとの事業費は出ないと、そういうことなのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午前11時48分休憩

---

午前11時48分開議

議長（五十嵐辰雄君） 会議を再開します。

企画財政課長秋山幸男君。



〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

8ページの款8消防費の中の361万2,000円の件でございますが、こちらは歳入にありませぬ災害救助交付金を充当いたしまして、飲料水用の袋を購入するものでございます。

それと災害復旧費の工事等の復旧事業費を組んでございますが、今後これらの普及事業は発生しないのかということでございますが、今後も、全体の工事が済んでおりませんので、発生すると考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、企画財政課長から、災害救助の給水、避難場所等に要する補助金だというご説明がございました。これは9月1日にもお聞きしたのですけれども、この361万2,000円という国庫支出金は、本当に正しい数字なのかどうかということなのです。どこから来たのかということは。

つまり、歳入の内訳を見ると、民生費県負担金の中で災害救助費交付金で379万1,000円計上されているのです。ここで17万9,000円ほど違う。ということは、これは一般財源になっているのですね。この県の負担金が一般財源のどこに充当されているのか、それを知りたかったのです。

いいですか、わかりますか。3回しかできないので、ずっと質問をやめてそちらで計算するのを待ちますか。大丈夫ですか。

10ページの一番上の民生費県負担金で379万1,000円計上されているのですよ。これは県支出金だよ。この県支出金が財源として消防費の方に充てられているわけなのですけれども、こっちへ持ってくると361万2,000円しか充当されていないわけだ。あとの残りはどこに行ったんだということをお聞きしているのです。いいですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

361万2,000円は今回の飲料水の袋の購入費に充ててございますが、歳入では379万1,000円ということで、差額はどこに行ったんだというお話だと思いますが、災害救助法に基づいた費用につきましては、平成22年度分と23年度分がございまして、平成22年度分につきましては23年度に交付しますという連絡がございまして、23年度で充てる分と22年度分で支出した分、合わせまして379万1,000円で県の方に請求をさせていただいて、今回交付決定になったものでございます。

飲料水の袋につきましては、23年度の事業で補助をするということで、今回補正をさせていただいたものでございます。

残りにつきましては、ペットボトルを被災地の方へ送りました輸送費と、それから、京都の方から給水のために支援に来ていただいた水道局の皆様方の貸布団代等に充ててございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） そうしますと、それは22年度の補正か何かで既に歳出の方は計上されているということですね。そうですか、大変気がつきませんで、22年度の補正のものも見たのですけれども、失礼いたしました。ありがとうございました。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 二、三お尋ねしたいと思います。

9ページお願いします。

9ページの中の款13国庫支出金、衛生費国庫補助金の中で災害廃棄物処理事業補助金978万4,000円、この内訳ですが、まず一つ聞きたいことは、これ、現在、立木の町有地のところにある廃棄物の処理の費用だと思うのですが、今現在ありますけれども、これをまずどこへ持っていくのか、処理をするのか、それが1点。

当然これは業者をお願いするのでしょうかけれども、それと、期間はどれぐらいかかるのか。

また、今現在3月11日に震災が起きまして6カ月くらいたっております。しかしながら、利根町の各地を見ますとまだ大分かわら等直っていない家がたくさんあります。これから直した場合、そのかわらは当然出てくると思いますので、それをいつまで、全部利根町の屋根がきれいになるまで町としても面倒見られるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

環境対策課長（蓮沼 均君） 若泉議員のご質問にお答えします。

9ページの13番の国庫支出金、災害廃棄物処理事業補助金978万4,000円、これにつきましては国の方の補助金でございますが、こちらの方で災害ごみに対して見積もりまして、その見積もった金額によりまして2分の1が国より補助金として入ってきます。

あと、その災害ごみはどこへ持っていくのかということでございますが、こちらの方の予算が通りました場合には、10月になると思いますが、そちらで、まずその運搬とリサイクルに分けまして、入札でとった業者または随意契約でとった業者に、その災害ごみを処理していただくということになります。

その災害ごみの期間でございますが、こちらの方でも見積もりは終わっておりますので、7月いっぱい搬入の方は終わっていると。今、利根町の中で屋根なり、かわらの方でブルーシートなどがぶついていると思いますが、その方に対しては個別に業者を頼んでいただいて、個別で処理していただくということで思っております。現在そういう電話があったときには、そのような回答をしております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 今、答弁いただきましたけれども、お金の面は国庫補助金で2分の1、あと残りは町ということになると思いますが、それから、10月になると思いますが、リサイクルと廃棄物ということで分けるということですが、そのリサイクルできるようなものは、そこに私はないのかなと思うのですが、でも課長はリサイクルと廃棄物と両方分けると。ではそのリサイクルのものに対しては、ある程度のお金が逆に町の方へ業者からいただけるのかどうか、それが1点。

それと、一番肝心なことは、今現在直っていない、まだ直していないかわらですか、堀もそうなのですけれども、まだかなりあると思うのです。それで、7月で終わっているから、今度個人個人でやっていただくという答弁ですけれども、今回の大震災によりまして被害を受けた家庭、その方たちは、はっきり申しまして一日も早く直したいと、そういう方が大半だと思うのです。しかしながら、かわらの場合は、結局かわらがない。業者の方が少ない。直したくても直せない。ちまたのうわさによりますと、大体3年先になる、そういう話も出ております。そういう中で、ここで町として打ち切りだよと、あとは個人で自分でやってくださいよと、そういうのは何とか行政として少し思いやりがないのかなと思うのですけれども、完全にこれは決定なのですか。まだ考える余地というのはないのかどうか、その2点をお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長(蓮沼 均君) 今、災害ごみがストックヤードにございますが、そのリサイクルはできないのではないかとのご質問だと思うのですけれども、国の方で、この災害ごみに対してはできるだけリサイクルをなさということで補助金を出しているということでございます。かわらとかコンクリート、ブロック、大谷石、できるということで業者の方でも聞いてございます。それで、そのような見積もりをとってございます。

今は7月で締め切っちゃって、これからそういう直した場合、町はやるのかやらないのかでございますが、国の方でも3月いっぱいにはできるだけ災害ごみを処理なさいと来てございます。こういう災害で大変町民の皆様には申しわけないのでございますが、ある程度予算の方で決定する、またそういう場合には締めないといけませんので、今回、町としましても7月で締めて、これで予算を計上したということでございます。

その災害ごみに対して、ここで決定したのかということでございますが、決定ということでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) リサイクルできるものとできないもの、要するにかわらとかブロックとか、そういうものは細かく粉碎して、それでリサイクルの方に使うということだと思いますが、私聞きましたのは、それに対しては多少なりとも町の方へ業者からお金がいただけるのか、それを質問しているのです。それがちょっと抜けています。

それよりも私一番答弁として残念だなと思ったのは、7月で締め切った、それ以後は個

人でお願ひしますということですね。それで、今回も国庫補助金として国から来ているわけですから、国の考え方もわからないことはないのですが、先ほど私言いましたように、一日も早く直したくても直せない、そういうところを行政としても少し考えられないのかというのが、私の考えなのです。

私、早く直したいのですよ、かわら屋さんお願ひしますとお願ひしても、結局課長もご存じのように、なかなか職人さんがいない、かわらも今は余りつくっていないからかわらも間に合わない、ですから、先ほども言いましたように、長い人は3年も先だと、そういうことです。

まだ災害が起きて半年なんですよ。半年で締め切って、あとは個人で直しなさいと。では直したときの瓦れき、そういうものを結局自分で処分しなければいけない、そういうことですね。それでは余り行政として、町民に対して思いやりがないのかなと、私は思うのです。

この補正予算というのは、これは国の方から来たものですよ。ですから、町としてもう少し何らかの方法でお金はかかりますけれども、そういうことも考えられないのかなと、これは町長の答弁をいただかないといけないと思うのですが、町長の考え方もそこでお聞きしたいなと思います。よろしくお願ひします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 基本的には先ほど課長が答弁したとおりでございます。

それで、今も直している方のほんのごくわずかでございますが、おります。その直した方の中でも、ほとんどの方は業者に頼んで、その残土の処分代も業者に支払っているということでございますので、そのほかの部分が約1,200トン弱、利根町の町有地に入っているということでございますので、この先は、今直した方で業者にその残土の処分を払っているということと同じような対応をしていただかなければならないと考えております。

10番（若泉昌寿君） リサイクルの方もあると思います。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑というのは、この予算の関係の範囲に限ります。

10番（若泉昌寿君） 町長の考え方でしょう、別に私、どこにすりかえても……今の町長に対してのこと、議長、それは違うよ。

8番（井原正光君） だったら指さなければいいでしょうよ。

10番（若泉昌寿君） 議長、今のそれは違うよ。

議長（五十嵐辰雄君） これで若泉……。

10番（若泉昌寿君） 町長の考え方を課長に答弁しろって、これ無理な話でしょうよ、議長。それはあくまでも長たる者の考えだから、それを聞いているのだから、私は。

議長（五十嵐辰雄君） 若泉議員の質疑は3回で終わります。

10番（若泉昌寿君） 課長の答弁が抜けているの。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、質疑ありませんか。

10番（若泉昌寿君） 課長の答弁が抜けているのですよ、私、瓦れきのリサイクルに対しては多少なりとも……。

8番（井原正光君） 手挙げているでしょうよ、ちゃんとやりますって。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） リサイクルに対して請け負った業者の方から、町がそのリサイクル料をもらえるのかということでございますが、そちらはございません。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次に、賛成討論です。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第52号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第53号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第53号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、議案第54号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第54号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、議案第55号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第55号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、議案第56号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第56号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第12、議案第57号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第57号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第13、議案第58号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第58号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第14、議案第59号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。



質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第59号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第15、議案第61号 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第23、議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件までの9件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第15、議案第61号 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第23、議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件までの9件を一括議題とします。

この際、監査委員から審査意見の報告を求めます。

監査委員五十嵐 弘君。

〔監査委員五十嵐 弘君登壇〕

監査委員（五十嵐 弘君） 監査委員の五十嵐でございます。

決算審査の結果についてご報告申し上げます。

平成22年度利根町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、並びに平成22年度利根町健全化判断比率、資金不足比率について、7月27日から7月29日の3日間にわたり若泉昌寿監査委員とともに審査いたしましたので、代表してご報告申し上げます。

本件審査に当たりましては、町長より提出されました各会計歳入歳出決算書及び水道事業会計決算書に基づき、関係帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員より説明を求め、審査を実施いたしました。

本件審査の結果といたしましては、審査に付された各会計の決算及び証拠書類、その他、法令で定める書類は、いずれも所定の様式に準拠して作成されており、かつその計数も関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 審査意見の報告が終わりました。

これから、議案第61号 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について概要説明を求めます。

会計管理者鈴木弘一君。

〔会計管理者鈴木弘一君登壇〕

会計管理者（鈴木弘一君） それでは、議案第61号 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

5ページ、6ページお願いいたします。

ページの一番下の歳入合計ですが、予算現額59億946万800円で調定額59億7,813万660円で収入済額57億6,310万4,058円でございます。予算現額に対する収入割合は97.52%、調定額に対する収入割合は96.40%でございます。また、不納欠損額は373万5,524円で、前のページの款1町税で表示されているとおりでございます。収入未済額は2億1,129万1,078円で、その内訳としまして、款1町税で1億7,262万6,514円、款11分担金及び負担金の157万7,430円、款19諸収入、項4貸付金元利収入で3,708万7,134円でございます。また、収入済額は、前年度に比べまして1,797万4,808円の増額でございます。

続きまして、3ページ、4ページにお戻りください。

款1町税でございます。町税は予算現額14億9,280万4,000円に対しまして、収入済額15億72万2,857円で、合計収入済額の26.04%を占め、前年度に比べまして9,340万4,866円の減額でございます。町民税につきましては景気の低迷による所得の減、固定資産税につきましては地価の下落による減が主な理由でございます。

款2地方譲与税では、予算現額1億318万1,000円に対しまして、収入済額1億318万1,073円で、合計収入済額の1.79%を占め、前年度に比べまして333万2,489円の減額でございます。減額の理由としましては、国の徴収額の減収によるものでございます。

款3利子割交付金では、予算現額740万6,000円で、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.13%を占め、前年度に比べ107万4,000円の減額でございます。減額の理由としましては、県利子割収入の減収によるものでございます。

款4配当割交付金では、予算現額334万5,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.06%を占め、前年度に比べ61万3,000円の増額でございます。増額の理由としましては、上場株式等の配当の増収によるものでございます。

款5株式等譲渡所得割交付金では、予算現額125万9,000円、収入済額も同額ございま

す。合計収入済額の0.02%を占め、前年度に比べ27万円の減額でございます。減額の理由としましては、株式の譲渡益等に課税される県税の減収によるものでございます。

款6 地方消費税交付金は、予算現額1億1,685万2,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の2.03%を占め、前年度に比べ20万2,000円の減額でございます。減額の主な理由としましては、県が徴収する地方消費税の減収によるものでございます。

款7 自動車取得税交付金は、予算現額2,252万7,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.39%を占め、前年度に比べ434万6,000円の減額でございます。減額の理由としましては、県が徴収する自動車取得税の減収によるものでございます。

款8 地方特別交付金は、予算現額3,389万6,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.59%を占め、前年度に比べ987万5,000円の増額でございます。増額の理由としましては、子ども手当の創設により児童手当及び子ども手当特例交付金が増額したことによるものでございます。

款9 地方交付税でございます。予算現額17億1,173万5,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の29.70%を占め、前年度に比べ1億6,727万6,000円の増額でございます。増額の理由としましては、国の補正予算により交付税の予算が増額されたことによるものでございます。

款10 交通安全対策特別交付金は、予算現額280万4,000円に対しまして、収入済額276万6,000円で、合計収入済額の0.04%を占め、前年度に比べ20万8,000円の減額で、ほぼ予算額どおりの交付となっております。

款11 分担金及び負担金は、予算現額4,982万1,000円に対しまして、収入済額4,895万4,140円で、合計収入済額の0.85%を占め、前年度に比べ359万90円の増額でございます。増額の理由としましては、保育園入所児の増と保育料滞納分の収入増によるものでございます。

款12 使用料及び手数料は、予算現額4,112万2,000円に対し、収入済額4,180万2,800円で、合計収入済額の0.73%を占め、前年度に比べ7万2,195円の減額でございます。ほぼ予算額どおりの収入済額となっております。

続きまして、5ページ、6ページ、お願いいたします。

款13 国庫支出金は、予算現額6億1,442万3,000円に対しまして、収入済額5億3,180万4,110円で、合計収入済額の9.23%を占め、前年度に比べ3億2,945万9,303円の減額でございます。減額の理由としましては、定額給付金事業費補助金が終了したことによる減でございます。

款14 県支出金は、予算現額3億4,096万8,000円に対しまして、収入済額3億2,462万3,375円で、合計収入済額の5.63%を占め、前年度に比べ5,564万2,066円の増額でございます。増額の理由としましては、子ども手当負担金の新設や緊急雇用創出事業交付金及び児童福祉費補助金の増額などによるものでございます。

款15財産収入は、予算現額1,570万1,000円に対し、収入済額1,431万3,961円で、合計収入済額の0.24%を占め、前年度に比べ1,896万6,072円の減額でございます。減額の理由としましては、町有地の売り払い金額の減少によるものでございます。

款16寄附金は、予算現額10万1,000円に対し、収入済額51万円で、合計収入済額の0.01%を占め、前年度に比べ37万円の増額でございます。増額の理由としましては、一般寄附金の増額によるものでございます。

款17繰入金は、予算現額5億229万7,000円に対し、収入済額5億229万3,953円で、合計収入済額の8.72%を占め、前年度に比べ7,656万2,792円の増額でございます。増額の理由としましては、財政調整基金等の繰入金の増額によるものでございます。

款18繰越金は、予算現額2億8,076万800円に対し、収入済額2億8,076万1,167円で、合計収入済額の4.87%を占め、前年度に比べ9,640万974円の増額でございます。増額の理由としましては、翌年度への繰り越し事業分によるものでございます。

款19諸収入は、予算現額7,668万3,000円に対し、収入済額8,807万5,622円で、合計収入済額の1.53%を占め、前年度に比べ1,050万6,189円の減額となっております。減額の理由としましては、消防団退職報償金及び茨城租税債権管理機構への職員派遣が終了したことによる減額でございます。

款20町債は、予算現額4億9,177万5,000円に対しまして、収入済額4億2,627万5,000円で、合計収入済額の7.4%を占め、前年度に比べ6,948万6,000円の増額でございます。増額の理由としましては、臨時財政対策債の増額によるものでございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出合計欄の予算現額59億946万800円に対しまして、支出済額54億9,717万1,141円、執行率は93.02%でございます。翌年度繰越額は2億6,898万2,799円で、不用額は1億4,330万6,860円でございます。前年度に比べまして支出済額は3,280万3,058円の増額でございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

執行率が93.02%と少し低くなっております。その主な理由としましては、翌年度繰越額でございます。款2総務費で184万9,280円、款4衛生費で2,775万9,540円、款6商工費で25万2,000円、款7土木費で4,593万262円、款8消防費で416万円、款9教育費で1億3,054万7,000円。済みません、次のページ9ページ、10ページをお願いいたします。款13災害復旧費で5,848万4,717円、合計で2億6,898万2,799円の翌年度繰り越しによるものでございます。

済みません、再び7ページ、8ページお願いいたします。

款1議会費でございます。予算現額8,387万円に対しまして、支出済額8,090万5,322円で、執行率は96.47%でございます。不用額は296万4,678円で、主な理由としましては、

議事録の印刷製本及び議会録音テープの反訳委託が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

款 2 総務費は、予算現額 8 億 5,994 万 8,000 円に対しまして、支出済額 8 億 2,906 万 8,274 円で、執行率は 96.41% で、翌年度繰越額 184 万 9,280 円、これは 24 年度固定資産税評価替えに伴う土地評価作成委託業務でございます。不用額は 2,903 万 446 円で、主な理由としましては、項 1 総務費管理費中の財産管理費の需用費で庁舎内の機械設備等の修繕と、電気料が節約等により見込みより少なかったことや、項 2 徴税費での税務関係電算委託及び税務システム賃借料などの契約差金や償還金利子及び割引料での過年度還付が少なかったことなどでございます。

款 3 民生費は、予算現額 14 億 2,265 万 8,000 円に対しまして、支出済額 13 億 9,915 万 9,008 円で、執行率は 98.35% でございます。不用額は 2,349 万 8,992 円で、不用額の主なものとしましては、項 1 社会福祉費の中の社会福祉総務費と医療福祉費の扶助費等で、医療給付費給付該当者の減によるものと、項 2 児童福祉費では、児童措置費の委託料で、県の緊急雇用対策事業の一環であります民間保育所低年齢児保育体制緊急整備業務が当初見込みより少なかったためでございます。

款 4 衛生費は、予算現額 7 億 1,608 万 9,000 円に対し、支出済額 6 億 6,633 万 4,950 円で、執行率は 93.05% で、翌年度繰越額 2,775 万 9,540 円、これは子宮頸がん等予防接種事業でございます。不用額は 2,199 万 4,510 円で、不用額の主な理由としましては、項 1 の保健衛生費では各健診においての受診者見込み数の減によるものと、項 2 清掃費では、こみ収集量と資源回収料が見込みより少なかったためでございます。

款 5 農林水産業費は、予算現額 2 億 6,183 万 1,000 円に対しまして、支出済額 2 億 6,021 万 388 円で、執行率は 99.38% で、不用額は 162 万 612 円でございます。不用額の主な理由としましては、利根親水公園維持管理事業業務委託の契約差金などでございます。

款 6 商工費は、予算現額 2,363 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2,012 万 9,392 円で、執行率は 85.17% で、翌年度繰越額 25 万 2,000 円、これは消費者行政啓発推進事業費でございます。不用額は 325 万 1,608 円で、不用額の主なものとしましては、中小企業事業資金信用保証料補給金等の申請が少なかったためでございます。

款 7 土木費は、予算現額 5 億 8,646 万円に対しまして、支出済額 5 億 1,712 万 6,039 円で、執行率は 88.18% で、翌年度繰越額 4,593 万 262 円、これは道路維持工事事業及びスーパー堤防整備事業などでございます。不用額は 2,340 万 3,699 円で、不用額の主な理由としましては、項 2 の道路橋梁費では道路維持工事費の契約差金で、項 4 の都市計画費も都市公園維持管理事業等の契約差金でございます。

款 8 消防費は、予算現額 3 億 752 万円に対しまして、支出済額 2 億 9,743 万 3,143 円で、執行率は 96.72% でございます。翌年度繰越額 416 万円は、防災行政無線移動系の設備更新工事でございます。不用額は 592 万 6,857 円で、主な理由としましては、防火水槽の修繕費

で修繕が少なかったことや、工事費の契約差金などがございます。

款9教育費は、予算現額6億8,412万3,800円に対しまして、支出済額5億2,415万2,926円で、執行率は76.62%でございます。翌年度繰越額1億3,054万7,000円で小学校建設事業、これは文小学校裏側の耐震補強工事です。それと、小中学校教育助成事業、これは学校図書等購入、それと図書館管理運営事業を翌年度に繰り越したものでございます。不用額は2,942万3,874円で、主な理由としましては、小学校施設整備事業での需用費の修繕費で修繕が少なかったこと。それと、小中学校の光熱水費が節約できたことによるものでございます。

次に、9ページ、10ページお願いいたします。

款10公債費は、予算現額5億3,584万円に対しまして、支出済額5億3,583万3,858円で、執行率は99.99%、不用額は6,142円で、ほぼ予算どおりの支出でございます。

款11諸支出金は、予算現額3億6,374万8,000円で、支出済額も同額でございます。

款12予備費は、予算現額124万円で、支出済額はございません。

次に、款13災害復旧費でございます。この予算は3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で被害のあった公共土木施設、文教施設等などの復旧工事費であります。大部分翌年度へ繰り越してございます。予算現額が6,250万円、支出済額が306万9,841円で、執行率は4.91%で、翌年度繰越額が5,848万4,717円で、不用額94万5,442円でございます。

次に、247ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書についてでございます。

歳入総額57億6,310万4,000円に対しまして、歳出総額54億9,717万1,000円で、差引額は2億6,593万3,000円でございます。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の計としまして1億1,419万1,000円でございます。また、実質収支額は1億5,174万2,000円でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時46分休憩

---

午後1時50分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第62号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件から議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件までの8件について、各所管課長から概要説明を求めます。

まず、議案第62号及び議案第63号について、保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第62号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定の方からご説明申し上げます。

概要でございますけれども、平成22年度末の国保加入者数は6,340人ございまして、前年度と比較しまして160人の増で、このうち、一般被保険者が5,873人、96人の増、退職被保険者が467人、64人の増となっております。また、世帯数は3,374世帯で126世帯の増となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

250ページ、251ページをお開き願います。

まず、款1の国民健康保険税でございますが、予算現額5億9,765万6,000円に対しまして、調定額8億1,424万3,389円、収入済額は6億760万4,927円となっております。前年度と比較しますと2,367万3,058円の減額で、率にしまして3.8%の減となっております。これは、所得割額の減、及び平成22年度から実施しました保険税の応益割合にかかわる軽減割合を、従来の6割4割から7割、5割、2割に拡大したこと、また、非自発的失業者にかかわる軽減対策によるものでございます。収納率は74.6%、前年度と比較しまして3.4ポイントの減となっております。現年度分の収納率につきましては90.8%で、1.1ポイントの減となっております。また、不納欠損額は2,095万9,660円でございます。これは、一般被保険者及び退職被保険者にかかわる滞納繰越分でございまして、地方税法第18条第1項の規定による時効消滅に伴い不納欠損したものでございます。対象者は75名、件数は647件でございます。また、収入未済額は1億8,567万8,802円となっております。

次に、款2の使用料及び手数料でございます。予算現額17万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも21万2,400円となっております。前年度と比較しますと4,750円の増額で、率にしまして2.3%の増、ほぼ前年並みの収入済額となっております。これは国保税の納税証明手数料の収入でございます。

次に、款3国庫支出金でございます。予算現額4億6,700万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億9,087万8,034円となっております。前年度と比較しますと5,604万9,056円の増額、率にしまして12.9%の増となっております。これは、国庫負担金で療養給付費等負担金の増、また国庫補助金では財政調整交付金の増によるものでございます。いずれも医療費の伸びによるものでございます。

次に、款4療養給付費交付金につきましては、予算現額8,359万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億117万8,000円となっております。前年度と比較いたしますと1,696万3,006円の減、率にしまして14.4%の減となっております。これは、退職被保険者の療養給付費等について社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、

過年度精算交付分及び老人医療費拠出金相当額に係る交付分の減によるものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金でございます。予算現額4億2,555万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億2,555万8,465円となっております。前年度と比較いたしますと5,129万4,466円の増額、率にしまして13.7%の増となっております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するための交付金でございまして、前期高齢者の医療費の伸びによる増でございます。

次に、款6県支出金でございます。予算現額8,108万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも9,623万9,535円となっております。前年度と比較いたしますと729万6,653円の増額、率にしまして8.2%の増となっております。これは、県負担金で高額医療費共同事業負担金の増及び県補助金で県調整交付金の増でございまして、一般被保険者にかかわる高額療養費の増によるものでございます。

続きまして、款7高額医療費共同事業交付金につきましては、予算現額2億1,368万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億1,408万7,801円となっております。前年度と比較いたしますと2,782万1,715円の増額で、率にしまして14.9%の増となっております。これは、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の増でございまして、いずれも高額医療費の増によるものでございます。

款8介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、予算現額1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも98万8,796円となっております。前年度と比較いたしますと96万8,520円の減で、率にしまして49.5%の減となっております。これは、平成21年度、22年度の2カ年にわたって交付されるものでございまして、介護報酬の改正によります介護従事者の処遇改善のため、それに伴います介護保険料の上昇を抑制するため、県及び町の介護納付金の過去3カ年の平均納付額を算出基礎として交付されるものでございますが、前年度交付額のおおむね2分の1が交付されたことによります減でございます。

次に、款9繰入金でございます。予算現額1億8,995万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億8,995万5,106円となっております。前年度と比較いたしますと9,226万4,734円の増額で、率にしまして94.4%の増となっております。これは、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の増及び基金繰入金で財政調整基金繰入金の増でございます。基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険税軽減額の拡大による増でございます。また、財政調整基金繰入金は、療養給付費の伸びによりまして、その財源不足に充てるため繰り入れをしたものでございます。

款10繰越金でございます。予算現額8,161万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも8,161万3,089円となっております。前年度と比較いたしますと7,188万8,202円の減額、率にしまして46.8%の減となっております。これは前年度からの繰越金でございます。

次に、款11諸収入でございます。予算現額110万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,102万8,355円となっております。前年度と比較しますと143万1,965円の減額で、



率にしまして11.5%の減となっております。これは、雑入のうち一般被保険者及び退職被保険者にかかわる第三者納付金の減でございます、原因者からの賠償金の減によるものでございます。

歳入合計は予算現額21億4,143万6,000円に対しまして、調定額24億2,598万2,970円、収入済額は22億1,934万4,508円となっております。前年度と比較しますと1億1,980万6,623円の増額、率にしまして5.7%の増でございます。

続きまして、252ページ、253ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明申し上げます。

まず、款1総務費でございますが、予算現額5,370万7,000円に対しまして、支出済額は5,020万7,902円でございます。前年度と比較しますと506万2,876円の増額でございます、率にしまして11.2%の増でございます。こちらの科目につきましては、職員の人件費及び事務費、国保連合会負担金、国保運営協議会等の経費を支出しているものでございますが、増額の主なものにつきましては、人事異動による人件費及び国保連合会負担金の増によるものでございます。

次に、款2保険給付費は、予算現額14億4,723万7,000円に対しまして、支出済額は14億3,392万5,977円でございます。前年度と比較しますと1億6,774万8,437円の増額で、率にしまして13.2%と大きな伸びとなっております。これは、療養諸費で一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費及び柔整等の療養費、並びに次の高額療養費で大きな伸びとなったものでございます。特に療養諸費につきましては、支出済額12億7,786万7,470円でございます、前年度と比較しますと1億4,138万9,021円の増でございます、率にしまして12.4%と大きな伸びとなっております。

また、高額療養費につきましても、支出済額は1億4,867万5,987円でございます、前年度と比較しますと2,783万7,946円の増額、率にしまして23%と大きな伸びとなっております。これを件数別では一般被保険者分が1,848件で170件の増、退職被保険者分にあつては142件で前年度と比較しまして68件の増となっております。

次に、款3後期高齢者支援金等でございます。予算現額2億4,454万3,000円に対しまして、支出済額は2億4,452万2,385円でございます。前年度と比較しますと2,307万4,821円の減額、率にしまして8.6%の減でございます。これは、国保加入者の被保険者が後期高齢者医療制度にかかわる医療費負担分を納付するものでございますけれども、社会保険診療報酬支払基金から通知されます概算支援金の減によるものでございます。

次に、款4前期高齢者納付金等でございます。予算現額80万4,000円に対しまして、支出済額は42万4,155円でございます。前年度と比較しますと33万6,729円の減額でございます、率にしますと44.3%の減でございます。こちらにつきましては、保険者間の不均衡を調整するための納付金でございます、国保加入者の前期高齢者にかかわる医療費分を社会保険診療報酬基金に支払いするものでございますけれども、当該基金から通知されま

す概算納付金の減によるものでございます。

次に、款5老人保健拠出金でございます。予算現額405万円に対しまして、支出済額は404万6,150円でございます。前年度と比較しますと3,254万1,061円の減額、率にしまして88.9%の減でございます。これは、老人保健の医療費にかかわる保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございますが、過年度分の精算分でございます。老人医療費の減によるものでございます。

次に、款6介護納付金は、予算額1億1,365万3,000円に対しまして、支出済額は1億1,365万2,003円でございます。前年度と比較しますと51万8,593円の増額でございます。率にしまして0.5%の増、ほぼ前年同様となっております。これは、介護保険第2号被保険者分にかかわる介護給付費納付金でございます。国保加入者の増による負担金の増によるものでございます。

次に、款7共同事業拠出金でございます。予算現額2億27万1,000円に対しまして、支出済額は2億26万8,358円でございます。前年度と比較しますと1,609万580円の増額でございます。率にしまして8.7%の増でございます。これは、保険財政共同安定化事業拠出金の増でございます。県内の高額医療費の増による拠出金の増でございます。

次に、款8保健事業費でございます。予算現額2,526万9,000円に対しまして、支出済額は1,743万7,541円でございます。前年度と比較しますと135万9,177円の増額、率にしまして8.5%の増でございます。これは、保健衛生事業費のうち、保健衛生普及費の人間ドック及び脳ドックにかかわる健診委託料の増及び特定健康診査等事業費で特定健診等業務委託を初めとする特定健診関連経費の増によるものでございます。

次に、款9基金積立金でございます。予算現額3,753万8,000円に対しまして、支出済額は3,753万8,000円でございます。前年度と比較しますと3,934万4,000円の減、率にしまして51.2%の減でございます。これは、国保財政調整基金の積立金の減によるものでございます。

次に、款10諸支出金につきましては、予算現額942万5,000円に対しまして、支出済額は926万9,006円でございます。前年度と比較しますと211万6,371円の減額、率にしまして18.6%の減でございます。これは、償還金及び還付加算金のうち、平成21年度の国庫支出金等の精算に伴います返還金の減でございます。

次の254ページ、255ページをお願いいたします。

歳出合計の予算現額でございますが21億4,143万6,000円に対しまして、支出済額は21億1,129万1,477円でございます。執行率は98.6%となっております。前年度と比較いたしますと9,336万6,681円の増額で、率にしまして4.6%の増でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました1億805万3,031円につきましては、翌年度に繰り越しとなるものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

283ページ、284ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款1 診療収入でございますが、予算現額は7,450万2,000円に対しまして、調定額及び収入済額は7,814万5,852円となっております。前年度と比較いたしますと1,981万75円の減額でございまして、率にしまして20.2%の減となっております。これは、外来収入の減でございまして、国保及び社保、並びに後期高齢者医療に加入する患者数が減少していることと、患者に処方します薬剤を院外処方に切りかえたことによる薬価分の診療報酬の減によるものでございます。

次に、款2 介護サービス収入でございます。予算現額162万1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに221万7,500円でございます。前年度と比較いたしますと27万6,500円の増額、率にしまして14.2%の増となっております。これは、介護給付費収入で居宅療養管理収入の増でございます。

続きまして、款3 使用料及び手数料でございます。予算現額50万円に対しまして、調定額及び収入済額とも45万3,250円でございます。前年度と比較いたしますと4万4,500円の減額、率にしまして8.9%の減となっております。これは手数料でございまして、健康診断書を初めとする各種診断書に係る文書料の減でございます。

続きまして、款4 繰入金でございます。予算現額1,736万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,736万4,000円となっております。前年度と比較しますと1,674万3,000円の増額、率にしまして269.1%の増と大きな伸びとなっております。これは、基金繰入金の増でございまして、空調機設置工事に伴い、その財源を財政調整基金から繰り入れしたことによる増でございます。

次に、款5 繰越金でございます。予算現額2,404万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2,404万2,189円でございます。前年度と比較しますと289万300円の増額でございまして、率にしまして13.7%の増となっております。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、款6 諸収入でございます。予算現額512万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも640万8,735円となっております。前年度と比較しますと19万6,588円の減額でございまして、率にしまして3.0%の減となっております。こちらは、雑入のうち個人予防接種料の減によるものでございます。

一番下になりますが、歳入合計でございますけれども、予算現額1億2,315万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億2,863万1,526円となっております。前年度と比較しますと14万1,363円の減額でございまして、率にしまして0.1%の減という状況でございます。

次に285ページ、286ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

款1 総務費でございますが、予算現額は9,502万8,000円に対しまして、支出済額は8,826万6,718円となっております。前年度と比較いたしますと1,731万6,419円の増でございます。率にしまして24.4%の増でございます。また、翌年度繰越額が91万3,500円となっております。これは、施設管理費のうち臨時看護師及び筑波大からの医師等の臨時雇人に係る賃金及び先ほど申しました空調機設置工事に伴います工事請負費の増でございます。また、翌年度繰越につきましては、東日本大震災の影響により年度内に終了しなかった国保診療所内の維持管理工事を繰り越したものでございます。

次に、款2 医業費でございます。予算現額1,532万5,000円に対しまして、支出済額は1,025万9,784円でございます。前年度と比較しますと1,228万2,617円の減額、率にしまして54.5%の減という状況でございます。これは、医業費で医薬材料費の減によるものでございまして、先ほど歳入で申し上げましたとおり、薬剤につきまして、院外処方に切りかえたことによる薬剤購入費の減によるものでございます。

次に、款3 基金積立金でございます。予算現額1,202万2,000円の予算に対しまして、支出済額1,202万2,000円と同額でございます。前年度と比較しますと78万4,000円の増額でございます。率にしまして7%の増でございます。これは、財政調整基金への積み立てによる増でございます。

歳出合計でございますが、予算現額1億2,315万3,000円に対しまして、支出済額は1億1,054万8,502円で、執行率は89.8%でございます。前年度と比較しますと581万7,802円の増額、率にしまして5.6%の増となっております。

また、歳入総額から歳出総額を差し引きました1,808万3,024円につきましては、翌年度への繰り越しとなるものでございます。

施設勘定につきましては以上でございます。

続きまして、議案第63号 平成22年度利根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件につきましてご説明いたします。

初めに、概要について申し上げます。

老人保健制度につきましては、ご承知のとおり、平成20年4月から現行の後期高齢者医療制度に移行したことに伴いまして、平成22年度の決算につきましては、平成20年度及び平成21年度の過誤調整等の精算に伴う決算となっております。

それでは、歳入につきましてご説明申し上げます。

304ページ、305ページをお願いいたします。

款1 支払基金交付金及び款2の国庫支出金、並びに款3の県支出金につきましては、ただいま申し上げましたように、後期高齢者医療制度への移行に伴いまして、この会計からの平成22年度中の医療費の支出がなかったことから、収入済額はございません。

次に、款4 繰入金でございます。収入済額は82万6,000円となっております。前年度

と比較しまして77万円の増額でございます。これは、一般会計からの繰入金でございますが、過年度分の老人保健交付金の過誤調整分の精算に伴いまして、社会保険診療報酬支払基金等への償還金が生じたため、一般会計からの繰入金が増額となったものでございます。

次の款5繰越金でございます。収入済額は740万7,256円となっております。前年度と比較いたしまして2,163万5,995円の減額でございますが、率にしまして74.5%の減でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

次に、款6諸収入でございます。収入済額は1万1,907円となっております。これは、雑入の返納金の減によるものでございます。

歳入合計の収入済額は824万5,163円となっております。前年度と比較いたしますと2,820万8,722円の減額でございますが、率にしまして77.4%の減となっております。

次のページ、306ページ、307ページをお願いいたします。

歳出でございます。

初めに、款1医療諸費でございますが、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたように、老人保健の医療給付費及び医療費支給費の支払いがなかったことによりまして支出済額はございません。

次に、款2の諸支出金でございます。支出済額は810万553円でございます。前年度と比較しますと2,094万2,698円の減額になってございまして、72.1%の減となっております。これは、繰出金の減でございますが、平成21年度の老人保健の実績が減になったことによる減でございます。

歳出合計の支出済額は810万553円となっております。前年度と比較しますと2,094万6,076円の減でございますが、率にしまして72.1%の減でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた14万4,610円につきましては、翌年度へ繰り越しとなるものでございます。

なお、この繰越金の取り扱いにつきましては、老人保健特別会計の設置期間が終了したことから、この3月をもって特別会計を廃止するところでございまして、今回の繰越金につきましては、一般会計に繰り越しすることとなるものでございます。

老人保健特別会計につきましては以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第64号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第64号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について説明いたします。

315、316ページをお開きください。

初めに、歳入ですが、主なものを説明いたします。

款1分担金及び負担金で、収入済額805万9,678円であります。これは、個人の受益者負担金及び龍ヶ崎市からの下水道維持管理負担金であります。

款 2 使用料及び手数料ですが、収入済額 1 億8,612万3,524円であります。主なものは使用料の 1 億8,610万9,924円であります。

次の款 3 国庫支出金から款 7 町債までは、前年度と同様の収入と調定どおりの収入済額となっております。

次に、317、318ページをお開きください。

歳出でございますけれども、款 1 下水道費で支出済額は 2 億4,778万7,796円あります。翌年度に2,731万8,000円を繰り越しております。この繰り越しの主なものでございますけれども、震災によります事故繰り越しが主なものでございます。

次の款 2 公債費は、ほぼ予算現額どおりとなっております。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第65号について、環境対策課長蓮沼 均君。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

環境対策課長（蓮沼 均君） 議案第65号 平成22年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足してご説明申し上げます。

338ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

款 1 使用料及び手数料でございますが、予算現額488万6,000円で、収入済額は804万9,678円でございます。収納率は165%でございます。この理由としましては、永代使用料の増でございます。前年度と比較しまして8,715円の減額となっております。この減額は、平成21年度と平成22年度においての管理料、許可証交付手数料の差でございます。

続きまして、款 2 繰入金でございますが、収入済額が65万円でございます。これは、財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、款 3 繰越金でございますが、収入済額としまして397万1,412円でございます。これは、前年度の繰越金でございます。

340ページをお開き願います。

歳出についてご説明申し上げます。

款 1 霊園事業費、項 1 事業費でございますが、予算現額が940万8,000円で、支出済額が860万321円でございます。執行率は91.41%でございます。前年度と比較しまして219万6,807円の増でございます。主な理由としましては、財政調整基金積立金の差でございます。

歳入総額より歳出総額を差し引いた407万769円につきましては、翌年度へ繰り越しいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第66号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第66号 平成22年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について補足してご説明申し上げます。

349、350ページをお願いいたします。

平成22年度末の第1号被保険者数は4,986人、要支援、要介護認定者数は573名となっております。

歳入でございます。

まず、款1介護保険料、項1の介護保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。予算現額1億8,900万1,000円、調定額が1億9,856万4,900円、収入済額が1億9,173万2,200円、収納率96.56%で、前年度と比較しますと820万5,700円の増額でございます。不納欠損額が316万5,500円、また、収入未済額が366万7,200円となっております。

次に、款2使用料及び手数料につきましては、調定どおりの収入でございます。

款3国庫支出金、項1の国庫負担金につきましては、調定額1億5,285万2,800円、収入済額も同額でございます。この負担金につきましては、介護給付費の20%、施設分につきましては15%の割合で負担されたものでございます。

次の項2国庫補助金、予算現額890万9,000円、調定額、収入済額とも890万6,500円でございます。これは、調整交付金及び地域支援事業交付金等が国から交付されたものでございます。

款4支払基金交付金は、予算現額2億7,476万5,000円、調定額2億5,083万8,000円で、収入済額も同額でございます。これは、介護給付費の30%の割合で社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金は、予算現額1億3,104万円、調定額1億2,425万1,000円で、収入済額同額でございます。これは、介護給付費の12.5%、施設分につきましては17.5%の割合でございまして、県負担分として負担されるものでございます。

項3県補助金169万4,750円につきましては、地域支援事業交付金でございます。

款6繰入金、款7繰越金は、おおむね予算どおりの収入でございます。

また、款8諸収入、項2の雑入で1,755万5,978円の歳入につきましては、介護報酬返還金等でございます。

歳入合計は9億3,531万7,978円、予算現額に対しまして2,216万6,012円の減、前年度決算額に比較しまして4,978万9,835円の増となっております。

次に、歳出でございますが、351、352ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、支出済額855万6,609円でございます。不用額が70万8,391円ございますが、郵送料及び委託料の契約の差金として不用となったものでございます。

項2介護認定調査等費につきましては、支出済額886万242円で、不用額170万3,758円でございますが、主に役務費の通信運搬費、それと主治医意見書料及び認定調査委託料でございます。

款 2 保険給付費につきましては、予算現額 9 億 1,139 万 7,000 円、支出済額は 8 億 8,555 万 2,941 円、前年度比 6,492 万 7,436 円の増額となっております。なお、保険給付費全体の執行率が 97.16% でございます、おおむね予算どおりの執行となっております。

款 3 地域支援事業費につきましては、予算現額 1,090 万 1,000 円、支出済額 884 万 7,266 円で、執行率は 81.16% でございます。

款 5 基金積立金及び款 6 諸支出金につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次の 353 ページ、354 ページでございますが、歳出合計で支出済額 9 億 2,583 万 6,520 円、予算現額に対しての全体の執行率は 96.69% ございました。歳入総額から歳出総額を差し引きました 948 万 1,468 円は、翌年度に繰り越しとなるものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第 67 号について、保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、議案第 67 号 平成 22 年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足してご説明申し上げます。

382 ページ、383 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款 1 サービス収入、項 1 介護給付費収入でございますが、調定額、収入済額ともに 410 万 1,480 円となっております。これは、利根町地域包括支援センターにおける介護予防ケアプラン作成に基づく介護予防ケアマネジメント費収入でございます。

款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金 57 万 2,000 円、次に、款 3 繰越金、項 1 繰越金 185 万 4,960 円につきましても、調定額どおりの収入となっております。

歳入合計 652 万 8,440 円でございます、予算現額に対しまして 104.98% の収入執行となっております。これは、介護予防ケアプラン作成件数が予定数より多かったためでございます。

次に、歳出でございますが、384 ページ、385 ページをお願いいたします。

款 1 サービス事業費、項 1 居宅介護予防支援事業費の予算現額 436 万 4,000 円に対しまして、支出済額 317 万 6,711 円、72.79% の執行率でございます。不用額 118 万 7,289 円の主なものは、共済費及び賃金におきまして、ケアマネジャーである臨時職員の雇用が予定どおりできなかったこと。それから、委託料におきましては、介護予防ケアプラン作成を委託によらず職員が自前で作成した分が多かったことによる減額でございます。

款 2 諸支出金、項 1 繰出金につきましては、予定どおりの執行となっております。

歳出合計 503 万 1,671 円で、予算現額に対して 80.91% の執行となっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた 149 万 6,769 円は、翌年度へ繰り越しとなります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第 68 号について、保険年金課長兼国保診療所事務長 矢口 功君。



〔 保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇 〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第68号 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、概要でございますけれども、平成22年度末の被保険者数は2,053人となっております。前年度と比較しまして76人の増でございます。その内訳でございますけれども、75歳以上が1,928人、71人の増でございます。65歳以上の障害認定者が125人で5人の増となっております。

それでは、歳入につきましてご説明申し上げます。

393ページ、394ページをお開き願いたいと思います。

款1 後期高齢者医療保険料でございますけれども、収入済額は1億4万7,400円でございます。前年度と比較しまして374万2,600円の増、率にしまして3.9%の増となっております。これは、被保険者から徴収しました保険料でございます。被保険者数の増による増額でございます。収納率は99.5%となっております。また、不納欠損額が2万2,600円でございます。これは、普通徴収にかかります滞納繰越分でございます。生活困窮に伴い対象者2名分、件数で6件分を不納欠損したものでございます。なお、収入未済額は49万4,300円となっております。

次に、款2 使用料及び手数料でございます。収入済額は2万5,900円でございます。前年度と比較しますと1万3,400円の減でございます。率にしまして34.1%の減でございます。これは、督促手数料収入の減によるものでございます。

続きまして、款3 繰入金でございます。収入済額は1億5,322万2,764円でございます。前年度と比較しますと1,054万3,764円の増、率にしまして7.4%の増となっております。これは、一般会計繰入金の増でございます。後期高齢者医療にかかわる療養給付費の伸びによる増、及び保険料軽減に伴います保険基盤安定分の増によるものでございます。

続きまして、款4 繰越金でございます。収入済額は108万5,638円でございます。前年度と比較しますと103万6,124円の減、48.8%の減でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

次に、款5 諸収入でございます。収入済額は319万7,813円でございます。前年度と比較しますと207万4,996円の増額、率にしまして184.8%の増となっております。これは、雑入のうち、広域連合からの後期高齢者医療保険料負担金過年度精算金の増によるものでございます。

歳入合計の収入済額は2億5,757万9,515円でございます。前年度と比較しますと1,531万1,836円の増、率にしまして6.3%の増となっております。

次のページをお願いします。395、396ページでございます。

歳出でございます。

款1 総務費でございますが、支出済額は1,177万6,663円となっております。前年度と比較しますと150万878円の増額でございます、率にしまして14.6%の増となっております。この支出科目につきましては、一般事務経費及び後期高齢者医療の健康診断業務、並びに広域連合共通経費負担金等となっておりますが、このうち増額の主な理由は人間ドック、脳ドック健診業務委託及び広域連合への共通経費等負担金の増でございます。

次に、款2 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。支出済額は2億4,279万8,163円でございます、前年度と比較しますと1,425万4,869円の増でございます。率にしまして6.6%の増となっております。こちらは、広域連合への納付金でございます、被保険者数の増及び療養給付費の増によるものでございます。

款3 諸支出金でございます。支出済額は266万1,567円でございます、前年度と比較いたしまして29万8,605円の増額でございます。率にしまして12.6%の増でございます。これは、繰出金の増でございます、前年度の一般会計からの繰入金の精算に伴う繰出金でございます。

一番下になります。歳出合計の支出済額でございますが2億5,723万6,393円でございます、前年度と比較しまして1,605万4,352円の増額、率にしまして6.7%の増でございます。執行率は99.3%でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました34万3,122円を翌年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第69号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件につきまして補足してご説明申し上げます。

13ページの方をお開き願います。

平成22年度利根町水道事業報告書に基づいてご説明させていただきます。

概況の中の業務状況でございますが、年度末の給水戸数は6,190戸で、前年度と比べまして117戸、1.9%の減でございました。また、年間配水量は183万9,452立方メートルで、前年度より5,650立方メートル、率にして0.3%の増でございました。年度中の1日最大配水量は、3月13日に6,886立方メートルを記録してございます。これは3月11日の震災によって3月11日、12日と2日間断水しましたので、一部地域を除いて13日から給水を開始しましたので、その影響で最大を記録したものと思われま。

また、1日平均配水量は5,039立方メートルで、前年度と比べ0.3%の増でございました。

年間有収水量率は87.9%でございます、これは3月11日の東日本大震災に伴いまして住民への救済措置として、3月使用分の水量のうち、基本水量分（10立方メートル）までの基本料金を水道料金の請求対象とし、超過水量分（11立方メートル以上）につきまして

は免除したためでございます。参考までに、救済措置を実施しなかった場合の年間有収水量率は91.9%でございます。有収率としましては高水準を維持しております。

次に、財政状況でございますが、まず、収益的収支の状況でございます。

こちらにつきましては、当年度純利益を算出するために消費税抜きでの算定となっております。収入の部で本年度の総収益は4億440万9,128円で、前年度より0.3%の増でございます。内訳は、営業収益3億9,612万2,372円、営業外収益が828万6,756円でございます。

営業収益の内訳は、給水収益、こちらは水道料金でございますが、3億9,020万2,650円、前年度よりも0.9%の増で、営業収益に占める割合は98.5%でございます。受託工事収益は11万829円で、前年度に比べ39%の減でございます。その他の営業収益は580万8,893円で、前年度に比べまして86%の増でございます。これは、下水道使用料徴収事務委託料が、前年度は10月分からの半年分でしたが、今年度は4月分から丸1年分ということで、その影響でございます。

営業外収益の内訳は、受取利息が309万3,985円と前年度に比べ55.9%の減、分担金収入は481万5,000円で、前年度よりも4.7%の減でございます。雑収益につきましては37万7,771円で、前年度よりも52%減でございます。

次に、支出の部でございますが、費用総額は3億5,640万387円で、前年度よりも8.2%の増でございます。内訳は、営業費用が3億5,324万7,126円で、前年度よりも8.3%の増、営業外費用につきましては295万2,811円で、前年度よりも12.3%の減となっております。特別損失、こちらは水道料金の不納欠損処分でございますが、20万450円で前年度よりも280.6%の増でございます。

この結果、当年度純利益は4,800万8,741円でございます。

次に、資本的収支状況でございますが、こちらは税込みでの算出となります。

資本的収入は73万5,000円で、資本的支出は8,091万287円でございます。この結果、収支差し引きが8,017万5,287円の不足が生じてございます。この不足額につきましては、消費税資本的収支調整額、内部留保資金及び積立金で補てんしてございます。

概要につきましては、以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

---

午後3時10分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから、本案の款、項に対する質疑を行います。

まず、議案第61号に対する質疑を行います。

8 番井原正光君。

〔 8 番井原正光君登壇 〕

8 番（井原正光君） それでは、二、三、お聞きをいたしたいと思います。

先ほどの説明で、調定額に対して徴収率が96.4%という説明があったかと思います。確かにこう見ておりますと、年々、特に固定資産税の徴収率が悪いと私も感じているところでございます。年々町税が減っていく、その中で地方交付税がふえているということでございますが、そこで、ここの3ページの一番上段の予算額、調定額についてちょっとお聞きをしたいと思います。

まず、予算額に対して調定額が大分大きい。収入未済額よりも大きいですね。調定をしたということは、これは将来収入になり得るということで考えてよろしいのでしょうか。それとも、そのまま年々、税ですから時効等に伴って収入未済額の方に移行すると考えた方がいいのでしょうか。

税ですから、ちゃんとした課税客体を把握して、せっかく調定したのですから、それは必ず徴収するというのが原則でございますので、その辺についてお聞きをしたいと思いません。

それから、もう一つは、その次のページの国庫支出金についてでございますが、これもやはり予算、調定についてでございますけれども、ここは予算現額の方が調定額よりも大分オーバーしていると。こういうことは普通はあり得ないのですけれども、先ほど説明はされたのかどうか聞き及んでいないのですけれども、内容を見ると、この国庫支出金については、繰り越しを目的とした財源があるからだとは思っております。

では、その下の県支出金についてはどうだろうか。これも同じように言えるわけですが、予算が調定額をオーバーしている、つまり調定されないものが予算計上されている。大変これは赤字の原因になるということもございますので、その辺の説明をどうされるのか、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、歳出の方についてでございますが、先ほどの説明の中で執行率が93.02%と説明されたかと思いません。大変低いと言えれば低いのですけれども、その要因については、私を見る限りでは、そこにある翌年度繰越金が多いからそのようになったのかなとも思いますが、では、この繰越金、なぜこのように多くなったのか、それもひとつご説明をいただきたいと思いません。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

〔 税務課長坂本隆雄君登壇 〕

税務課長（坂本隆雄君） お答えいたします。

調定額16億7,708万4,895円に対しまして収入未済額が多いというような……収入未済額の方が1億7,200……町民税の方は調定額の方が9億3,200万円ということで……収入済額が8億5,000、これは毎年、21年度もそうでございますが、22年度も定年退職者が多くな

りまして、人数にしまして200人余り退職が減っておりますので、それによりまして……退職者がふえまして、それで調定額の方が、当初が……見込みの方がちょっと調定額の方を多く見込みまして、その後、実際の計算をいたしまして、それで補正額として、補正予算として4,500万円も削っておるのですが、それで……。

〔発言する者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 課長、簡明に願います。

税務課長（坂本隆雄君） 退職者の増によりまして、調定額の方が当初予算で多く見積もったためによりまして収入額の方が減っておるような次第でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ご質問の国庫支出金で、予算現額よりも歳入が多いというようなことでございますけれども、今回につきましては、国庫補助金については児童手当等で若干予算現額が多くなっております。また、社会福祉費負担金で障害者関係の国負担金、こちらが多くなっております。こちらにつきましては、最終的に年度の中で費用に対して、国であれば4分の2とか参りますので、それが現年度の中で精算できなかったというところだと思います。

補助金につきましては、総務費国庫補助金で経済対策の関係の補助金が参りましたが、地域活性化経済危機対策臨時交付金ほかにつきましては、きめ細かな交付金及び光をそそぐ交付金がありましたが、こちらは繰越明許費で次年度に送った関係で調定額、収入済額ともゼロということで予算額が大きくなったものと思われまます。

それと、繰り越しが多くなったということでございますけれども、繰越明許費で2億6,076万円ほどございます。一つは衛生費の予防接種事業の子宮頸がん等予防接種で、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種を一時中止してくれということで国の方から通知が参りまして繰り越しとなったものでございます。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、受診接種者に対して供給が十分なかったということで、こちらにつきましても23年の方に繰り越しをしてございます。

商工費につきましては、先ほどの光をそそぐ交付金でございまして、年度内に終了できないということで、23年度に繰り越しをしてございます。

土木費の道路橋梁費につきましても、きめ細かな交付金ということで経済対策で参ったものがございまして、道路維持工事に充当いたしました。こちらも年度内に終了しなかったということで3,900万円繰り越しをしてございます。

また、河川費におきまして、スーパー堤防整備事業で家屋の移転費につきまして、取り壊しが済まなかったということで、取り壊しが済まない国の方の支出の対象になりませんので、これも23年度に繰り越した経緯がございます。

次に、教育費の小学校費につきましては、光をそそぐ交付金ということで、図書の整備

のための交付金が参っております。

また、中学校費についても、社会教育費についても同様に、図書の購入ということで費用がございました。こちらにつきましても、22年度中に完了できないということで、23年度の方に繰り越しをしてございます。

最後に、小学校関連ですが、文小の耐震補強を行います事業がございました。こちらについても23年度の方に繰り越しをしてございます。こちらは1億2,165万円ほどでございます。

最後に、3月11日に発生しました東日本大震災の災害復旧費におきまして、3月に6,250万円ほど予算を組んでございます。そのうち22年度中に執行した以外のもので約6,000万円を23年度に繰り越しをしてございます。

これらが繰り越しが多くなった理由でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 歳出の方についてはわかりました。

歳入の方について、今言ったように、調定がないものを予算化するという、この意味をどういうふうに説明してくれるのかということなんです。わかりますか。

普通だったらこれは予算計上、まあ予算計上、調定収入というのは別々なのですけれども、通常は調定されて、それで収入の見込みがあるものについて予算に計上するというのが本来の姿なのですけれども、少し額が余りにも大き過ぎて、今言ったように国庫支出金には支出との関係でもってわかりました。歳出との関係で。でも、県支出金については、いまいち何か理解ができないということでございます。

それから、もう一つの町税、ちょっと歯切れが悪かったのですけれども、税務課長、私の言っていることわかりますか。これは調定があって初めて収入されて、それで予算計上されるのですけれども、この調定額が余りにも大きくて予算現額が計上されていない。収入と大体同等になっているのですけれども、ではこの調定されたものというのは、将来の財源になり得るのかどうなのかということなのです。それをちょっとお聞きしたのです。

ですから、徴収等が、滞納整理等がしっかりすれば、それはこの1億8,000万円ぐらいの数字、大体この収入未済額よりもちょっと多い数字になるかと思うのですけれども、差し引きすればわかるかと思うのですけれども、この収入というのは使えるのかな。

ただ、税については、漠然と時効にしまって不納欠損処分するということは、私はいけないと思うのです。せっかく課員全員で正確な課税をされたのですから、それは必ず課税されたものは徴収するというのは原則ですから、そういう点で努力していただきたいなと思って、今、これをお聞きしたわけでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後 3 時 28 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 会議を再開します。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第62号に対する質疑を行います。

8 番井原正光君。

〔 8 番井原正光君登壇 〕

8 番（井原正光君） 先ほど課長がよくご説明していただきましたので、よくわかりました。

保険の加入者数も、退職者が年々ふえているということですが、ただ、その加入者がふえている一方で税が減少しているという傾向にあるように、この数字から見受けられます。それはいろいろな人口構成、あるいはいろいろな問題からそれは当然起きてきてもいいわけですが、それで累を及ぼすのが、その財源として一般会計からの繰り出しが今度多くなるということになるかと思うのです。なりませんか。

この額を見ると、他会計からの繰り出し、繰り入れですか、ここで言う繰り入れ、一般会計から言うと繰り出しになるわけですが、大分 1 億 1,700 万円も数字が上がっている。これをどういうふうに説明するのか、理解するのかということで、ちょっと私は理解できないので、これを説明してください。

それともう一つ、特別会計ですから、もう少し徴収率を、76% というのは余り低いような感じがするのですよ。国保税の徴収が上がらないいろいろな原因というのはわかりますけれども、そのときに果たしてこの退職者の方と、退職者の方がふえていくことによる課税客体と、今までの従来の農村からの人の課税客体というか、課税の内容、それが違うことによってこの徴収率が悪いのかなという感じもしないではないのですよ。ですから、その辺のところを担当者はどういうふうに見ているか、見るかということをお尋ねしておきたいのです。お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔 保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇 〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） 初めに、先ほどの徴税の方の中身と申しますか、趣旨は同じ、頭になる税法は同じなのですが、国民健康保険税の場合にも、いわゆる予算現額と調定の違いですね。調定は当然、さっき井原議員が指摘していますように、全部の課税客体じゃないですけども、被保険者にかかわる所得割なり均等割なり、いわゆる応能・応益分に課税するわけですから、これが積み重なった調定額に当然なるわけですが、予算につきましては、当然、井原議員が指摘しましたように、それにプラス徴収率を掛けて予算現額は計上しますから、そこで差異が出ますね。プラス決算にあらわれる調定額というのは、そこにプラス随時課税であるとか、当初に見えなか

った部分が当然膨らんでいきますので、そこに差異があるということと、私、税務をやっているときにも思ったのですけれども、いかに収入済額を圧縮するかというのが課題なわけですね。当然滞納繰り越しされている分を徴収して、その圧縮を図るわけですが、国保税に限って言えば、それが年々落ちているということは、景気の動向とかいろいろあるわけですが、国保税に限って言えば、先ほど決算の方で説明しましたけれども、当町の場合においては、軽減ですね、いわゆる7割、5割だったものが今は6割、4割、2割と、これは所得に応じて軽減しているわけですが、その辺の軽減分を拡大したこと。この拡大した金額はちょっと今は答弁できませんけれども、その辺の軽減を、いわゆる低所得者に対する軽減分に厚みをかけているということが当町の一番の、何と言いますか、特徴と言いますか、県内全体で、国全体でこれやっているわけですが、特に収入が落ちれば、所得割が落ちれば、それに伴って税収が落ちてくるということで、この辺が一番の今後も懸念されるポイントかと思えます。

それと、先ほど一般会計からの繰り入れが大きくなっているというご指摘がありましたけれども、ちょっと井原議員勘違いされていると思うのですが、私ども利根町においては、その場合には一般会計からの繰入金の中身ですが、国民健康保険の中には一般会計からの繰り入れがルール上認められているわけですが、私どもの方でやっている繰り入れというのは、いわゆるルール分と言いまして、今言った保険税の減収分を一般会計から国庫補助の関係で入れる、基盤安定繰り入れ分というのがあります。そのほかに出産育児一時金繰入金というのがあります。そのほかに職員給与にかかわる繰入金、もう一つが財政支援繰入金と、この4本立てになっています。

財政支援というのは交付税算入する交付税に、……の方に入りますが、それ以外のものというのは、町の歳出予算に組んだ中での割合に対して繰入金 comes。ほかの市町村、この辺の市町村では利根町以外のところでは、俗に一般会計からの繰り入れはやっていません。これは、何ですか、町の税率あるいは町で定める税率でやっていけなくて、そのほかの繰入金を一般会計からルール外って私たち言うのですけれども、町の一般会計との暗黙の了解でいただけるというものを繰り入れているということで、今、指摘されました他会計繰入金が大きくなっているというのは、先ほど言いましたように、保険税が軽減している金額が大きいですから、その部分を一般会計から繰り入れているわけなのです。

職員がふえて、その職員分を繰り入れている。今回は決算にのってきませんが、先週の補正でもお話ししたように、職員が張りつけば、その部分を一般会計で負担してもらうというルールがありますので、今回の決算に限っては、いわゆる基盤安定分ですが、先ほど言いましたように軽減拡大分と、昨年からいきました非自発的失業者対策ということで、いわゆる雇用で、言葉は悪いですが、首になったと言いますか、解雇されたと言うのですか、解雇された方については、職業安定所が発行した離職証を持ってきていただければ、前年度の給与所得の3割に見なして課税するという軽減を私ども条例化して



やりまして、先ほどの7割、5割、2割のほかにそういう軽減策もとっているということで税収が落ちたと、落ちているということになるかと分析してございます。

その減収になった部分はどうするのかというと、先ほども言いましたように、国庫補助金なり財政調整交付金ですか、そういうもので補てんされているという状況でございます。

あと徴収率ですが、これは全国的な問題で、県内でも、おかげさまで利根町の場合は上位のクラスにいますが、国保の徴収率に限っては44都道府県のうち一番最低の方を推移しているという状況で、当町の場合は比較的徴収率の方はそれでも上の方にいますが、今言ったように、担税力のない自営業者であるとか、あるいは納税者の方の加入が多いですから、こういう景気になりますと、なかなか徴収に結びつかない状況になっているというのが現実なのかなと。

特にここ二、三年の、いわゆる被用者保険に入れない、正職員になれない、正規の雇い社員になれない等々で国保に入る方もおりますし、そういういろいろな被用者保険に入れな方を救っているのが国民健康保険の状況ですので、徴収率が下がっているというのは、徴収は税務課の方でやっているわけですけども、その辺にも徴収率を上げるに当たってのいろいろな策は考えていくしかありませんけれども、そういう状況と、二、三年前に、21年でしたか、短期保険証という6カ月出す保険証があるのですが、全然払っていない方には証明書というのを出すのですけれども、高校生までの子供については、滞納している家族であっても短期保険証を交付するという法的な措置がとられまして、そういうモラルハザード的なもので収納が下がっているのも一因あるかと思えますし、大変国保を取り巻く環境は複雑多岐にわたっていまして、その辺で徴収率の向上につきましては、今後いろいろな滞納整理等の方法等も考えていかなければならないのかなとは感じております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 大分担当課長も悩んでおられますので、これ解決策はなかなかないと思うのですけれども、そういった内面的な問題を、この国保協議会とか何とかに問題提起したことはあるのですか。その中でもんだことはあるのですか。その1点だけお聞きして終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） 私も担当してから2年目で、国保運営協議会につきましては年2回程度の開催をしているところでございまして、さきの8月上旬にも、今年度の税率あるいは今回の決算につきまして諮問させていただきまして、協議していただいたところでございますが、税率の問題であるとか、そういう部分については過去にも協議会の中でもむといたしますか、協議していただいた経緯はあるかと思えますが、今後、後期高齢ができました20年度にたしか税率を今の税率にしていると思うのですが、先ほど決算の状況の中でもお話ししましたように、ここ一、二年で療養給付費にかかわる、占める割合、支出の割合というのがかなり大きな医療費を町で負担しているような状

況でありますので、せんだっての運協の中でも、この税率でもつのかという意見が一部出ましたけれども、今後またそういう医療費が大きな伸びを示していくようであれば、当然財政調整基金ももちませんし、税金も今言ったような状況ですので、率の問題をどうするかという、税率の問題をどうするかという部分に直面していくのは時間の問題のところも想定されますので、今月いっぱい委員の任期が変わるわけですがけれども、新しい委員の中でまたそういう実情というものを示しながら、そういう問題についても協議していただくような運びになるかと、そういう思いがしております。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑を打ち切ります。

次に、議案第63号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第64号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第65号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第66号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第67号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第68号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第69号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第61号 平成22年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第69号 平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件までの9件については、議長及び議会選出監査委員を除く、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

休憩中に全員協議会室にて決算審査特別委員会を開催しますので、お集まりください。暫時休憩とします。

午後3時47分休憩

---

午後3時57分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に決算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

仮委員長から互選結果の報告を求めます。

仮委員長白旗 修君。

〔仮委員長白旗 修君登壇〕

仮委員長（白旗 修君） ただいま決算審査特別委員会を開催いたしまして、委員長に私、白旗 修、そして、副委員長に総務経済常任委員長の井原正光議員が選任されました。ご報告を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 報告が終わりました。

ここで、委員長のあいさつをお願いします。

決算審査特別委員会委員長白旗 修君。

〔決算審査特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

決算審査特別委員会委員長（白旗 修君） ただいま決算審査特別委員長に選ばれました白旗 修です。どうぞよろしく願いいたします。

地方自治法第2条14項には次のように書いてございます。地方公共団体はその事務に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。行政執行部もこの考えで行政運営を心がけていると思われませんが、異なった目で、そしてより多くの目で町の事業や事務を見直すことは、極めて重要だと思います。

また、このような観点から決算をし、審査することは、次年度により効果的な予算を編成する上で大変有効であろうと思います。

9月9日からの決算審査には、執行部の皆様の丁寧なご説明と議員の皆様の活発なご議論とご指摘をお願いして、私の委員長就任のあいさつといたします。

どうぞよろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会日程のとおりです。十分なる審査の上、来る9月15日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

---

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時02分散会